

季刊

労働総研

クォーターリー

2010年春季号

労働総研 20 周年記念企画

《鼎談》労働総研設立の原点と労働運動の前進

熊谷 金道・牧野 富夫・大黒 作治

＊資料・労働総研20年の歩み・設立趣意書

No.78

特集 民主党政権はどこへゆく

自民政治を継承する民主党政権

平河 寛

新政権の財政運営について

安藤 実

基地問題解決の道は

乾 友行

深刻な雇用情勢と政府の雇用対策

中澤 秀一

国際・国内動向

COP15と労働者階級

片山 博文

書評

濱口桂一郎著『新しい労働社会—雇用システムの再構築へ(岩波新書)』

柴田 徹平

新刊紹介

全国労働組合総連合編『全労連20年史 激動の時代を拓く闘いの軌跡』

藤田 実

豊富な問題を提起したコンパクトな理論書 —竹内真一さんの遺著

『労働組合運動の可能性—史的考察をふまえて—』を読む 小林 宏康

地球での「持続可能な発展」は可能か



ISBN978-4-406-05346-4

「有限な

人口・食料・資源・環境

地球で

岩渕 孝〔著〕

温暖化をはじめ地球環境をめぐるさまざまな問題が顕在化し、人類的な関心事となっている。人口増加にともなう食料不足、資源枯渇、環境破壊による「地球破局」論もまことしやかに喧伝されている。地球はどこまで「有限」で、そこでの「持続可能な発展」は可能なのか——地球的課題を総合的に大観するユニークな啓蒙書。

〈四六判〉定価1575円(税込)

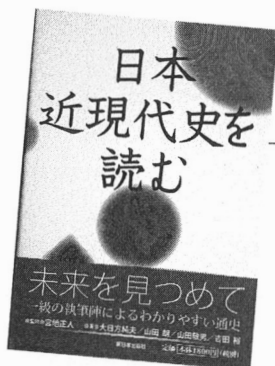
新日本出版社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 info@shinnihon-net.co.jp
電話03(3423)8402 FAX03(3423)8419〔営業〕 www.shinnihon-net.co.jp

未来を
見つめて

日本 近現代史を 読む

わかりやすく、
面白く、読み解く



ISBN978-4-406-05331-0

宮地正人 監修
大日方純夫、山田 朗
山田敬男、吉田 裕 著

経済危機、大国支配の綻び……変わりつつある時代の中でこの国をどうするのか。平和と人間の尊厳ある社会へ、今こそ歴史に学ぶ時です。明治維新以降の激動、日本の侵略と植民地支配の真実を、支配層と人々とのせめぎ合いの中でとらえ、世界史と連関させて読み解いた本書は、人間らしくありたいと願う読者に深い示唆を与えます。

〈B5判〉定価1890円(税込)

新日本出版社

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-25-6 info@shinnihon-net.co.jp
電話03(3423)8402 FAX03(3423)8419〔営業〕 www.shinnihon-net.co.jp

労働総研クォーター

第78号 (2010年春季号)



目次

労働総研20周年記念企画

《鼎談》労働総研設立の原点と労働運動の前進	熊谷 金道・牧野 富夫・大黒 作治	2
＊資料・労働総研20年の歩み・設立趣意書		13

特集●民主党政権はどこへゆく

■自民政治を継承する民主党政権	平河 寛	18
■新政権の財政運営について	安藤 実	25
■基地問題解決の道は	乾 友行	30
■深刻な雇用情勢と政府の雇用対策	中澤 秀一	35

国際・国内動向

■COP15と労働者階級	片山 博文	40
--------------------	-------	----

書 評●濱口桂一郎著『新しい労働社会—雇用システムの再構築へ (岩波新書)』	柴田 徹平	43
--	-------	----

新刊紹介●全国労働組合総連合編『全労連20年史 激動の時代を拓く闘いの軌跡』	藤田 実	46
--	------	----

●豊富な問題を提起したコンパクトな理論書 —竹内真一さんの遺著『労働組合運動の可能性— 史的考察をふまえて—』を読む	小林 宏康	47
---	-------	----

労働総研20周年記念企画

《鼎談》 労働総研設立の原点と 労働運動の前進

熊谷金道（労働総研代表理事）

牧野富夫（労働総研代表理事）

大黒作治（全労連議長）

編集部 本日は、労働総研20周年記念企画の「鼎談・労働総研設立の原点と労働運動の前進」に出席いただき、ありがとうございます。労働総研20周年という節目の年である2009年は、“弱肉強食”の新自由主義的「構造改革」を推進してきた自公政権に総選挙で国民・労働者が歴史的な審判を下すという新しい歴史的な政治局面を切り開く年となりました。いま、国民・労働者が政治を前向きに前進させる可能性を秘めた新しい情勢が登場しています。今日の鼎談では、全労連と「緊密な協力・共同のもとに運動の発展に積極的に寄与する調査研究・政策活動をすすめる」ために結成された労働総研の取り組みを振り返りながら、この間の活動の教訓を明らかにし、眼前に広がる新しい政治情勢のもとでの労働運動の展望と可能性、労働総研のはたす役割について率直・活発な議論をしていただければと思います。

最初に、熊谷金道代表理事から、鼎談の口火を切っていただきたいと思います。

設立20年——激変の情勢

熊谷 全労連が1989年11月21日に結成され、それに続いて労働総研は、同じ年の12月11日に設立されました。それから20年が経過しましたが、当時と今の時代状況の激変を考えると、わずか20年で、こんなにも変化するものかという

感慨が第一に浮かびます。全労連が結成された当時もまた、今日と違った意味で内外ともに激動・激変の時代でした。国際的には、「社会主義」を標榜していたソ連・東欧の崩壊があり、マスコミは、「社会主義は崩壊」したとして「資本主義万歳」論を振りまき、連合傘下の労働組合も、「冷戦は終結した」「階級闘争は消滅した」「これからは協調の時代」などと主張しました。ところが、いまは「資本主義万歳」論など口にすることができないどころか、アメリカ発の金融危機が世界の経済危機につながり、資本主義の土台そのものが大きく動揺するという時代になっています。

牧野 全労連や労働総研が結成された時では考えられない情勢の激変ですね。80年代後半当時の日本は、高度技術にもとづく生産性の高さ、低賃金・長時間労働、下請けへの犠牲転嫁による強い価格競争力をもって、輸出大国になり、対外資産が世界一になり、世界の「経済大国」への仲間入りをはたすなど、日本経済は順風満帆の「繁栄」を続けていました。その後、バブルが発生し、91年には破綻することになりますが、その直前の日本はバブル景気を謳歌して、空前の大好況を誇っていました。89年というのは、その絶頂期でしょう。ソ連・東欧の崩壊と対比して、「資本主義万歳」論がでてくる土壌が存在していたわけです。

熊谷 そういう時代状況のなかで、私たちが、たたかうナショナルセンターである全労連を結成しなければならないと決意したのは、全労連「結成宣言」にも謳われているように、何よりも労働者の「切実な要求実現」にあります。当時、日本最大のナショナルセンターであった総評は、さまざまな問題点を持ちながらも、それまで曲がりなりに革新自治体の建設とか、社会党・共産党を中心とした反戦・平和の課題では、一定の積極的役割をはたしていました。その総評が、1980年の反共・安保容認の社公合意を契機にして、右転落を始める。労働戦線全体をみると、財界の後押しも受けて、「西側一員」論を唱え、反共・労資協調路線をとる同盟やJCなど右翼的潮流の影響力が日を増して強くなる。そのなかで、賃金自粛路線が打ち出され、革新自治体の転覆策動がエスカレートするなど、労働者の要求と相反する動きが顕著になります。そして、右転落した総評は、同盟やJCが提唱していた反共主義と労資協調という特定の路線を踏み絵にして、これに同意しない労働組合を排除して、労働組合を選別結集する右翼再編を容認し、同調するようになりました。労働者の要求を実現するという労働組合存立の原点からの逸脱は明らかです。私たちは、これでは、労働者の暮らしや雇用を守ることはできない、労働者の切実な要求を前進させるために奮闘してきた日本の労働組合運動の積極的な伝統を守るためにも、たたかうナショナルセンターの確立が必要だということで、全労連を結成したのです。

大黒 全労連結成当時、私は名古屋市職労で活動していました。当時は、いまの「構造改革」路線につながる臨調「行革」・地方「行革」の嵐がふきすさび、老人医療費有料化、本人2割負担の健保法改悪、国保料滞納者にたいする制裁措置を盛り込んだ国保法改悪など、弱いものいじめの無慈悲な攻撃が加えられ、“福祉が人を殺す”“医療が人を殺す”といわれる事態がつけられました。自治体にたいしても、自治体の「合

理化」「減量化」の方針を策定することが強要され、定員削減、住民サービスの切り捨て、公共料金値上げ、民間委託の推進などが強行されました。「住民全体の奉仕者」である自治体労働者にとって絶対に許すことのできないことです。自治体労働運動の分野では、この臨調「行革」路線に、どう立ち向かうかが重大な焦点になりました。当時の総評・自治労幹部は、この臨調「行革」を当初は反対しつつも、途中から容認・支持する路線に転落、その積極的推進を主張する同盟・JCなどに同調しました。私たちは、臨調「行革」を認めることは、自治体労働者・労働組合のはたす役割を放棄することになる、臨調「行革」反対の旗を守り、住民サービスの拡充を図るために奮闘することが、自治体労働者・労働組合の責務であることを明らかにして、たたかうナショナルセンター全労連結成の道を選択したわけです。当時の名古屋市職労のなかにも、連合路線を押し付けようとする人たちがいました。そういう人たちと激烈なたたかいを繰り広げて、自治体労働者の要求を実現する道はなにかを明確にして、一つ一つの職場から議論を巻き起こし、役員選挙をたたかいぬいて、1万7000人の職場で1万2000人を結集して自治労連を作り、全労連に結集したのです。この選択が、本当に正しかったということは、新自由主義的「構造改革」が破たんし、その推進勢力であった自公政権に国民の厳しい審判が下されたことにも示されたと思っています。

牧野 労働者の要求を実現するという点では、右翼再編の旗印の一つであった労資協調路線はいまや色あせています。労資協調の立場にたつ労組幹部は、企業に協力してパイを大きくすれば、労働者の取り分も多くなるといって、企業の生産に協力してきました。いわゆる“パイの理論”です。これが労資協調路線の中心に位置づけられていた。80年代は曲がりなりにもその理論は通用しました。賃金自粛路線のもとでも、労働者の賃金は上昇し、80年からバブル景気が

労働総研 20 周年記念企画

崩壊する91年までは、労働者の賃金は1.5倍になっています。ところが、バブルが破綻した97年以降は、いくらパイを大きくするために協力しても賃金があまり上がらない、そして97年をピークに賃金水準そのものが低下し、08年は97年比0.92という水準です。一貫して労資協調路線をとってきたIMF-JCも、ことしの経団連「経労委」報告批判のコメントのなかで、「中長期的に労働者への配分が低下する傾向は続いている」と指摘しています。“パイの理論”破綻の告白です。その意味でも、たたかうナショナルセンター全労連の出番の情勢だと思います。

「構造改革」と一貫して対決

大黒 全労連結成の原点であった「労働者の要求実現」という視点から、労働組合運動の歩みを振り返ると、全労連や労働総研が果たした役割が鮮明になると思うのです。昨年夏の総選挙で、国民・労働者は、「構造改革」を推進した自公政権に「ノー」の声を突きつけ、退場に追い込み、民主党を中心とした連立政権が誕生しました。この歴史的な変化をつくりだした力は、「構造改革」に痛めつけられた国民・労働者の怒りであると同時に、その怒りをバネに盛り上がった国民・労働者のたたかいです。労働戦線で顕著なのは、「構造改革」の最大・直接の被害者であった非正規労働者、派遣労働者のたたかいの前進です。2008年秋のリーマンショックをきっかけにした経済危機前までは、トヨタ総行動がそのいい例でしたが、トヨタ本社や工場の門前宣伝で、「安い賃金の底上げをはかれ」「非正規の正規化を」などの要求を掲げて訴えても、正規労働者もそうでしたが、非正規労働者の反応はあまりありませんでした。ところが、これがガラッと変わる。経済危機が深刻化し、大企業による「非正規切り」「派遣切り」が強行される中で、「労働組合に加入して、要求を実現したい」といって、労働組合に相談に来る非正規労働者が増え始めたのです。

牧野 そのなかで、非正規労働者が全労連にも結集するようになっていきますね。

大黒 ええ。非正規労働者が5000人くらい増えています。そうした非正規労働者は、以前は労働組合に加入しても、解雇された労働者が、和解して解決金を手にすると、「どうもありがとうございました」といって、労働組合から離れていくというケースが非常に多かった。ところが、最近は違います。この間、全労連は、非正規労働者を支援するために、「ワンコインカンパ」運動に取り組み、裁判闘争になっても財政的にも支援できる体制をとるようにしてきたのですが、裁判をやって解決したところも、労働組合に残って、「今度は自分たちが困っている労働者を助ける番」だといって活動する人たちが各地方に出てきています。いま、労働者派遣法を改正しなくてはいけないという世論が大きく高まってきていますが、その背景には、非正規労働者を先頭にたたかいた前進があることをみる必要があります。民主党が政権与党になって労働者派遣法改正についてもあいまいさをみせるようになっていますが、たたかいた政治を前向きに動かすという、これまでにない変化が生まれている、そうした新しい変化をたたかいたがつくりだしている。

熊谷 その点では、たたかうナショナルセンターである全労連のはたした役割は大きなものがあります。全労連は、「構造改革」路線に一貫して反対してきたわけですが、その延長線上に、いまの変化があることをしっかり見ておくことが大切だと思います。1995年に財界戦略として「新時代の『日本の経営』」が打ち出されて以降、労働時間の弾力化と雇用の流動化が加速されました。そのために、労働法制の規制緩和がやられて、労働基準法改悪によって裁量労働、変形労働が導入され、長時間労働がいつそう深刻になり、労働者派遣法改悪によって、低賃金・無権利の派遣労働者の大量活用が容易にできるようになるなど、労働者の状態悪化が進行しまし

た。全労連は、こうした問題は労働者だけの問題ではない、日本社会全体にかかわる問題だから、労働組合だけではなく、広範な民主団体にも呼びかけて、国民的な取り組みにして努力を強めました。そして、新日本婦人の会や自由法曹団などと一緒に「労働法制中央連絡会」を結成して、「人間らしく働くルールを」を合言葉にして、取り組みを前進させてきました。いまでは、労働法制改悪反対は、国民世論となっていますが、当初は連合傘下の大企業労組は、労働者派遣法にしても、裁量労働制導入にたいしても、露骨に賛成の立場をとっていました。職場では、当然、労働法制の規制緩和による労働条件の悪化がすすむわけですから、矛盾も激化します。そういうときに、全労連が、労働者の要求を実現する、労働条件を守る運動をしているのですから、連合も無視できない。そういうなかで、労働法制改悪反対で全労連、連合というナショナルセンターの枠を超えた「共同」が一定の前進を開始するようになりました。

大黒 「構造改革」が労働分野で本格化した90年代後半以降の労働者の状態悪化の進行は、本当にひどいものです。労働条件の全般的な悪化が進み、労働者の賃金がどんどん低下しました。この10年間以上、一貫して賃金が低下し続けているのは、世界のなかでも日本くらいのものでしょう。それは、財界・大企業が新自由主義的「構造改革」を利用して進めた搾取強化の結果です。正規労働者に置き換えての非正規労働者の大量活用、正規労働者の人員削減と賃金引き下げによって、労働者の賃金が切り下げられた。とりわけ、労働法制の規制緩和によって、労働者派遣法が相次いで改悪され、派遣労働者をはじめとした非正規労働者が増大した。トヨタの決算書をみると、派遣労働者が大量に活用されるのと比例して利益と内部留保を増やしています。トヨタの派遣労働者の賃金は正規労働者の半分以下ですから、企業はもうかるわけです。そうした搾取強化によって「貧困と格差」が拡

大し、内需を冷え込ませた。それがリーマンショックを契機とした日本経済の危機を深刻化させ、いまの過剰生産恐慌という状況をつくりだしたのです。労働者の雇用と生活を脅かすだけでなく、日本経済をも破壊することになった。これに、全労連が一貫して反対し、労働者の切実な要求を正面に掲げ、その実現のために奮闘してきたということの意義は大いに強調していることだと思います。

牧野 「構造改革」という言葉は、90年代の半ばごろからやたらいわれるようになったのですが、実は、この言葉はよく使われた割には、多くの国民・労働者にとってわかりづらい、「改革」という表現をしているので、なにかいいことのように描かれていました。私は学生によくいうのですが、この「構造改革」は、二本の悪魔の手を持っている。一つは「規制緩和」、もう一つは「小さな政府」です。90年代にはいって、バブル経済がはじけた直後から、財界・大企業は、「国際競争力の強化」を声高に叫び、資本主義のもとでは政府が号令をかけるのではなく、規制緩和をして、市場に任せるのがフェアなやり方だといって、日本の産業構造を財界・大企業に都合のよい方向にもっていった。なんでも市場に任せる、資本主義のもとの市場は“弱肉強食”の世界ですから、当然、敗者、弱者がでてくるわけですが、それは“小さな政府”を口実に放置する、あるいは見捨てる、社会保障の切り捨てをどんどんすすめていったわけです。規制緩和の最大の目玉の一つが、労働ビッグバンです。90年代半ばあたりから、本格化するわけですが、産業構造を国際競争力に強いうように変える、そのために産業に張り付いていた労働者の流動化を図る必要がある、企業にとって流動化をできるだけ効率よくすすめるためには、安上がりな労働力が必要だということで雇用の多様化を促進する、そのための労働法制や会社法制の規制緩和をすすめたのです。しかし、「構造改革」のそうしたねらいは、なかなか国民・

労働総研 20 周年記念企画

労働者に浸透しなかった。逆に、郵政民営化を旗印にして、小泉「改革」を打ち出した自公勢力が、総選挙で圧勝するという“逆流”も生まれました。

大黒 財界や自公政権は、雇用の多様化、労働者のニーズも多様化して必ずしも正規雇用を望んでいるわけでないといって、低賃金・無権利の非正規雇用がどんどん増えるように労働法制を緩和していったわけですが、アメリカ発の金融危機、とくに、その中で日本経済の危機が深刻化する中で、その矛盾が一気に噴出した。大企業が率先して「非正規切り」「派遣切り」をおこなうと、首を切られた派遣労働者、非正規労働者が、職を失うだけでなく、住居を失うことにつながり、ホームレス状態になるという状況が全国に広がりました。働いても働いても、その日暮らして、貯金もできないような低賃金で働いている派遣労働の仕組みがだれの目にもわかるようになりました。08年暮れの「年越し派遣村」の取り組みは、そうした状況に置かれた派遣労働者、非正規労働者の実相を「可視化」することになったのです。それが「構造改革」で痛めつけられてきた国民の怒りに火をつけた。

熊谷 労働戦線もそうですが、他の戦線でも、「構造改革」による社会保障の切り捨てにたいする怒りと運動が広がりました。「自立支援法」に反対する障害者団体、「後期高齢者医療制度」に反対する高齢者等々の運動も前進し、「構造改革」路線を包囲する国民的な反撃が開始されたのです。昨年の総選挙というのは、新自由主義的「構造改革」をすすめ、国民・労働者の生活を破壊し、痛みをおしつけてきた自公政権にたいする国民・労働者の厳しい審判が下されたのだと思います。

反撃の“のろし”——ホワイトカラーエグゼンプションのたたかい

大黒 私は、そうした国民の新自由主義的「構造改革」に反撃する契機、反撃の“のろし”と

なったのが、ホワイトカラーエグゼンプション、“残業代ゼロ法案”にたいするたたかいだったと思います。日本経団連は2000年代に入ってから、さかんにホワイトカラーエグゼンプションの導入を強調しはじめましたが、かれらの説明によると、年収400万円以上の企画・開発・営業、事務などのホワイトカラー労働者を労働時間規制の枠から外すというもので、事実上、圧倒的多数のホワイトカラー労働者の残業代を取り上げ、賃下げといっそうの長時間労働の強要を同時にすすめようとするものでした。全労連は、ホワイトカラーエグゼンプションの法案上程を阻止しようと全力を挙げたわけですが、このたたかいで大きな役割をはたしたのが、労働総研が発表した「残業代11.6兆円の横取りを法認するホワイトカラー・エグゼンプション」（06年11月8日）でした。これは、マスコミにも大々的に取り上げられて、国民・労働者の怒りを爆発させる大きな力になりました。

牧野 あの提言は、ホワイトカラーエグゼンプションが、「残業代ゼロ法案」であり、「過労死促進法案」であるとする全労連をはじめとする国民世論に実態的根拠を与え、当時の安倍内閣が法案上程を断念させるうえで、少なからぬ貢献をしたと思います。提言発表後の翌07年3月には、全労連と協力してホワイトカラーエグゼンプションの母国であるアメリカに2週間の日程でしたが、調査団を派遣して、アメリカのホワイトカラーエグゼンプションの実態を調べてきました。そのなかでは、ホワイトカラーエグゼンプション導入論者の八代尚宏国際基督教大学教授（当時、経済財政諮問会議・労働市場専門調査会会長）らの主張——アメリカでは「全労働者の4割が労働時間規制の適用を除外されている」ということがまったくのウソであることが明らかにされ、アメリカのホワイトカラーエグゼンプションは、「自律的な労働」にたずさわるホワイトカラー労働者が対象にされているという言い分もまたでたらめであることが明ら

かにされました。労働総研が、全労連をはじめとした日本の労働運動が直面する課題に機敏に対応した調査研究活動に積極的に取り組む重要な経験になり、労働総研の社会的認知度を大いに高めるものとなりました。

熊谷 「構造改革」路線を「労働ビッグバン」という形でエスカレートさせようとする動きにたいして、大きな先制パンチになった。それまでのたたかいは、労働法制の改悪にいくら反対しても、国会に上程され、強行されるという連続でした。それが、国会上程を断念せざるを得ない状況にまで追い込んだ。局面ガラッと変わりました。自公政権は、その後、迷走状態に陥りました。安倍、福田と退陣し、麻生に政権たらいまわしをしましたが、結局、自公政権の崩壊に行きつくことになりました。

牧野 ホワイトカラーエグゼンプションの提言とその後の取り組みは、労働総研にとっても意義あるものとなりました。労働総研は、全労連誕生直後に設立されましたが、その原点は、設立趣意書にも明記されているように、全労連との「緊密な協力・共同のもとに運動の発展に積極的に寄与する調査研究・政策活動をすすめる」ことにありました。労働総研は、この原点を踏まえた活動を設立以来一貫して追求してきたわけですが、それでも労働総研設立10周年には、当時、全労連議長だった小林洋二さんは、労働総研にたいして、全労連との一層の「緊密な協力・共同」の重要性を強調して、「具体的に社会を動かす研究」「実践的研究に期待」というメッセージをよせられました。当時の労働総研代表理事であった黒川俊雄さんも、そうした活動について、「物足らなさを痛感する」と指摘しました。そんなこともあって、労働総研として、全労連との「緊密な協力・共同」をつうじて、労働組合の時々直面する課題ともかわる「実践的研究」をそれまで以上に重視する努力をつづけてきたわけです。別表の「労働総研20年の歩み」(13ページ)を見ていただいても

わかるように、全労連と協力共同しての「政策提言・委託共同研究」は、2000年以降、急速に増えています。たとえば、06年に最終報告がまとめられた「労働組合の活動実態と課題と展望」です。この報告は、労働総研が全労連と協力して、全労連の単組・支部・分会や組合員、未組織労働者を対象におこないました。04年から調査を開始して2年がかりで徹底した調査を行い、全労連運動の着実な前進と今後の運動前進の条件が明らかにされました。現場の労働組合の方々と労働総研との共同研究の成果です。そうした努力の延長線上にホワイトカラーエグゼンプションの提言があったと思うのです。

成果を上げる全労連と労働総研の協力・共同

大黒 全労連と労働総研の協力・共同が、いろんなところで成果を上げ始めているのも最近の特徴ではないでしょうか。たとえば、労働総研から熊谷さんに参加していただいた全労連恒常的政策委員会の取り組み(2007年)の「公契約政策」もその一つです。自治体では、「指定管理者制度」によって、道路や橋、公共施設の建設や保守点検、印刷物や物品の購入、清掃業務の事業委託だけでなく、公務本来の仕事である保育や医療、図書館なども民間に委託される状況が広がっています。そのなかで、人件費を無視したダンピング受注が横行しています。公共事業、委託業務、物品調達も入札のたびに単価が下がり、そこで働く労働者の賃金・労働条件が引き下げられ、「役所の仕事でワーキングプアが生まれる」状況が広がっています。この現状を打開しようということで、「公契約政策」を全労連としてまとめることになったのです。それがいま、力を発揮しています。

熊谷 公契約の政策をまとめる際には、公契約条例の制定を求めてたかっている単産・地方労連の方々と議論しながらすすめたわけですが、政策を立案するには、やはり現場の知恵が不可欠です。労働総研の強みは、全労連と協力・

労働総研 20 周年記念企画

共同することによって、そうした現場の方々と「共同」できることです。

大黒 いま、この取り組みが全国的に発展しています。「公契約適正化」の要求は、労働組合だけでなく、議会や行政、市民、業界団体にも理解が広がっています。公契約条例制定の自治体にたいする働きかけは、全国40都道府県に広がり、この問題で国にたいする意見書を採択した21県議会、646市区町村議会のあわせて667自治体に上っています。09年9月には、千葉県野田市で日本初の「公契約条例」が制定されました。これまで、行政は「民民契約不介入」を理由にして、委託先の労働実態に目をつぶってききましたが、この条例では、市が委託業務と公共工事の受託業者に一定の賃金を求め、履行確認もできるようになりました。09年5月には、「公共サービス基本法」も制定され、「国及び地方公共自治体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるように努める」とされています。この法律は、ことし7月から施行されますから、法律を文字通り、実行させるための取り組みを強めようとしているところです。

最低賃金引き上げのたたかいの前進

熊谷 最低賃金の問題でも、この間、重要な前進がありました。全国一律最賃制の確立と最低賃金の大幅引き上げは、全労連「行動綱領」にも盛られた課題で、結成当初から、全労連が力を入れてきた取り組みです。とくに、99年の全労連大会では、非正規労働者が3割を超える情勢のもとで、未組織や非正規労働者を含めた全労働者の賃金底上げ、最低賃金闘争が春闘の中心課題に位置づけられるようになりました。この方針のもとづいて、全国一律最賃制の確立と結合して他域別最賃のたたかいが本格化することになります。

大黒 地域では、宣伝・署名はもちろん、最賃体験運動、中小企業訪問、最低賃金審議会にたいする働きかけなど多様な取り組みが展開されるようになります。地方労連が競うように、最賃の多彩な取り組みを全国に広げる中で、たびたびマスコミにもとりあげられるようになり、最賃引き上げの世論づくりに大きな役割をはたすことになりました。

牧野 非正規の人たちの生活を守る上で、最低賃金引き上げの実現は急務です。しかし、日本の労働組合は、ほとんどが正規労働者ですから、最低賃金引き上げというのは、高度なたたかいです。圧倒的多数の組織労働者は直接には関係のない話ですから、それを取り組むのには相当なエネルギーが必要とされますよね。

熊谷 それはやはり、「労働者の要求実現」を目的に発足した全労連ならではの取り組みだと思います。最賃闘争について、連合は当初、見向きもしない感じでした。われわれが、都道府県の最賃審議会にいくと、連合の委員がいるわけです。「日本の最賃は生活保護基準より低い。もっと上げるべき」と要請すると、「もともと制度が異なるものをもってきて比較してもしょうがない」などと、平気で応えていたものです。しかし、どう考えても、一生懸命働いても、生活保護を受けている人たちよりも、収入が低いというのはおかしい話です。国会でも、この問題が取り上げられ、政府も否定できなくなるなかで、最低賃金と生活保護との整合性についても議論されるようになり、07年秋の臨時国会で最低賃金法「改正」に結実していくことになるわけです。

大黒 労働総研は、最賃闘争が大きな盛り上がりを見せた07年2月に「すべての労働者に1,000円以上の最低賃金を保障せよ」を発表しましたね。あの提言は、最低賃金アップが日本経済の健全な発展にも寄与するという根拠を明確にし、最賃闘争を激励するものとなりました。

牧野 政府の産業連関表を用いて、最低賃金を全国一律で1,000円へと引き上げることによる

経済波及効果を試算すると、約700万人の労働者の賃金が総額年間2兆1,857億円増加し、それに伴って消費支出が1兆3,230億円増加、各産業の生産を誘発して国内生産額を2兆6,424億円拡大し、GDPを0.27%押し上げる効果をもつという提言ですね。労働総研では、あの提言後も、最賃闘争を重視して、08年2月には、賃金・最賃問題研究部会、中小企業問題研究部会という労働総研の2つの研究部会が共同して、「最賃・中小企業の底上げに関する研究交流会」も開催しました。最低賃金の時給1,000円以上の持つ重要性を、労働者・国民諸階層の共通課題として確認し合ったわけですが、これも全労連と協力して、労働運動の直面する課題に積極的に応えていこうとする労働総研設立の原点を生かした努力の一つです。

大黒 「貧困」が拡大し、内需が冷え切っているわけですから、最低賃金時給1,000円への引き上げは急務です。最低賃金引き上げについて、これを国民の世論化するのには、なかなか大変な取り組みで、最賃は毎年上がっても数円という状況が長年にわたって続いてきました。しかし、ここ数年は、2007年度は14円、08年度16円、09年度10円と3年連続2ケタ引き上げになっています。それでも、全国平均713円ですから、年間2000時間働いても142万6,000円にしかすぎません。これをどう抜本的に引き上げていくのか。先の総選挙では、「貧困」の問題が選挙戦の一大争点にもなったことから、自民党を除く与野党双方の陣営が公約に「最賃時給1,000円」を掲げました。ですから、政府がリーダーシップをとって、しっかり公約を守るという立場に立たせて、全労連が結成以来掲げてきた全国一律最賃制とし最賃水準の大幅引き上げを実現させなければなりません。

熊谷 労働総研理事の金澤誠一佛教大学教授が監修責任者になって、全労連と東京地評など首都圏の地方組織が一緒になっておこなった「首都圏最低生計費試算調査」のプロジェクト報告（『労働総研クォーターリー』No.73・74合併号、09

年4月）をまとめています。これによると、若年単身者の「最低生計費」は月23万3,801円です。この「最低生計費試算調査」は首都圏だけでなく、各地方でも取り組まれることになっていますが、その第2弾として、全労連と全労連東北地方協議会（青森県労連、いわて労連、宮城県労連、秋田県労連、山形県労連、福島県労連）と労働総研が共同しておこなった「東北地方における最低生計費試算」の中間報告（『労働総研ニュース』09年8月号）もまとめられています。この調査では、25歳の単身男性労働者の最低生計費が月額23万1,421円となり、東京と東北でほとんど変わらないということが明らかにされました。この試算結果は、全労連が要求してきた全国一律最低賃金制が根拠ある要求であることを示すものとなっています。

大黒 現行の最賃制は、都道府県ごとに最賃額を決める地域別最賃になっています。全国にABCDのランクがつけられ、最高のAランクの東京は791円、Bランクの埼玉は735円、Cランクの群馬は676円、Dランクの鹿児島は650円といったようになっています。問題なのは、たとえば、埼玉ですが、埼玉はAランクの東京とCランクの山梨に隣接しています。そうすると、埼玉の賃金は、群馬との比較で埼玉は高いということになり、高い方の東京に近づけようと取り組んでも、なかなかそうならないようになっています。つまり、地域別にバラバラにされた最賃というのは、低賃金の固定化につながる役割をはたすようになっているのです。ですから、全国一律最賃制の確立と当面時給1,000円への引き上げが必要になるのです。しかし、財界を中心に、全国一律で時給1,000円にすると、中小企業は立ち行かなくなるなど、いろんな口実をもうけて、最賃引き上げのたたかいに冷水を浴びせる動きがあります。そうした攻撃の一つひとつはねのけてこそ、運動は前進するわけで、そうした取り組みも労働総研と協力して進めたいと思います。

労働総研と労働運動——これからの課題

牧野 労働総研と全労連が協力して、日本の労働運動を前進させる、その課題は山積しています。最近の民主党政権の動きをみると、国民・労働者の切実な要求には背を向け、大企業とアメリカのほうをうかがう姿勢がだんだん明確になってきたように思われます。今、政府が準備している労働者派遣法の「抜本改正」には、①製造業派遣の「原則禁止」をいいながら、いわゆる「常用型派遣」を禁止の例外にすることによって、事実上は製造業派遣の「原則容認」になる、②登録型派遣の「原則禁止」をいいながら「専門26業務」については禁止例外とすることによって、「専門事務」について野放しになるという二つの骨抜きが用意されています。これは、その典型的な動きですが、財界寄りの姿勢が際立ってきているのです。財界は財界で、ことしの「経労委報告」にみられるように、国民・労働者の反発もあって、「構造改革」という言葉は使わなくなっています。しかし、その本音は、「構造改革」の推進にあります。そのことは、「経労委報告」でも、随所に国際競争力強化が盛り込まれているように、「構造改革」推進の最大の旗印に掲げられた「国際競争力」強化路線にいささかの変更もないことから明らかです。

熊谷 まったく同感です。「経労委報告」には、今日の議論にもなったホワイトカラーエグゼンプションという言葉は消えていますが、「自主的・自律的な時間管理を可能とする新しい仕組みの導入」ということで、ホワイトカラーエグゼンプションの導入さえ主張しています。財界・大企業は「構造改革」路線を放棄したわけではありません。

牧野 ええ。わかりやすいところでいうと、「貧困と格差の拡大」です。これはだれもが克服しなければならない課題だと考えています。「構造改革」論者の人たちも、この問題は何とかし

なくてはいけないと言っています。問題は、その方向です。「構造改革」推進論者の八代氏は、近著『労働市場経済改革の経済学』（東洋経済新報社）で、こう述べています。「非正社員だけでなく、正社員を含めた働き方を見直し、両者の間の『働き方の壁』を低めることは、労働市場の効率性と公平性の双方の観点から必要とされている」。「働き方の壁」というのは、八代氏がかかわってつくられた経済財政諮問会議の文書にある①正規・非正規の「壁」、②性別の「壁」、③年齢の「壁」などを想定していると思われますが、その「壁」をどう乗り越えるかということ、「高い方の賃金」を「低い方の賃金」に平準化していくということにほかなりません。そうすれば「壁」は無くなるという議論です。たしかに「格差」はなくなりますが、その先に見えてくるのは、広大な「貧困」の広がりです。

大黒 「構造改革」路線が生み出した日本の「貧困」をどう打開するかは、日本の労働組合運動にとっても最大の課題といっても過言ではありません。この「貧困」をさらに拡大しようとする議論にたいして、その誤りを労働者に分かりやすく説明する仕事を労働総研に期待したいと思うのです。これまでも、労働総研はそうした仕事をやってこられたわけですが、今後も重視していただきたいと思うのです。同時に、「貧困」打開の政策提起も求められています。その点では、労働総研は昨年11月に「経済危機のための緊急提言——内部留保を労働者と社会に還元し、内需の拡大を」を発表しました。このなかでは、企業の内部留保が98年以降の10年間で約200兆円から約400兆円に2倍以上も膨らみ、その半分近くは大企業がため込んでいることが明らかにされました。企業がどんなに儲けても労働者には少しも還元されず、内部留保として蓄積されてきたことが、内需を細らせ、日本経済を外需依存の体質にゆがめることになりました。このゆがみがあるから、今回の経済危機のなかで、日本経済は、震源となったアメリカや

他の先進資本主義諸国よりも、大きな落ち込みを見せることになったのです。ですから、内部留保を国民や労働者に社会的に還元することが必要だという提言の趣旨はその通りだと思います。この提言の趣旨を、もっと労働者に実感できるように噛み砕いていくことが今必要だと思います。

熊谷 労働総研として、現場でたたかっている労働者を激励する、あるいは確信を与えるような問題提起をすることが非常に重要になっていると思います。今度の提言でも、「貧困」克服のための政策提起はされています。「最低賃金『時給1,000円』の実現」「非正規の正規化」「働くルールの確立による雇用創出」による経済効果とそれに必要な内部留保の取り崩し額などの試算が打ち出されています。これを日本の現実と結び付けていく作業が必要だと思うのです。たとえば、この中では「働くルール」の問題について年休消化率が5割を切っており、完全取得することの重要性が指摘されています。年休取得が5割を切っているという日本の現実がいかに異常であるかということについて、たとえばフランスやドイツではどうなっているか、完全取得が当たり前になっている、日本企業はヨーロッパに進出すると、そうしたルールを守っているということとあわせて話をすると、労働者は日本の企業の横暴に対する怒りを燃やします。そうした情報提供も含めて、全労連の運動とかみ合った提起をもっともっと強める必要があると思います。

大黒 内部留保の問題は、全労連が一貫して重視してきた問題です。それがいま、マスコミはもちろん、政治の焦点にもなり始めました。日本共産党の志位委員長が、鳩山首相との会談で、大企業の過度な内部留保を雇用拡大にふりむけたり、中小企業に還元すべきだと鳩山首相に提起したのにたいして、政府側は「適正な課税をすることも検討したい」と述べています。ここまで取り組みは前進している。

熊谷 全労連が、内部留保問題を本格的に取り上げたのは、92年国民春闘からです。内部留保の90年度の総額は全企業規模で180兆円、大企業がその56.9%の102兆円となっており、わずか15%を取り崩すだけで、大幅質上げも下請け企業にたいする下請単価の改善も可能であることを明らかにしました。この取り組みは、大企業職場でたたかう労働者を激励すると同時に、各地方・地域で、「ピクトリーマップ」を作成して、国民春闘を地域から前進させる力になりました。しかし、この取り組みは、全労連独自の取り組みとして前進するだけで、いまのように社会的に注目されるまでにはいたりませんでした。

大黒 連合は、内部留保について、今年はまだ取り上げていませんが、去年の春闘では、「内部留保の取り崩し」に前向きの発言をしています。そうしたこともあるから、日本経団連は、今年の「経労委報告」で、わざわざ内部留保について、「必ずしも現金・預金などの形で、手元に保有されているわけではなく、多くは設備などの固定資産となっている」などと、弁解するようになっています。財界としても、内部留保問題は無視できない状況になっている、そこまで私たちの運動が前進しています。

牧野 労働総研の今回の提言も、そうした全労連の取り組みの発展の上につくられたものです。これまでの議論をつうじて痛感しているのは、全労連の長年のたたかいが成果を上げ始め、そのなかで社会的存在感を高めていることだと思います。労働者にとって情勢がきびしければきびしいほど、やはり、労働者の要求を実現するために奮闘する正真正銘の労働組合が求められるようになるということだと思います。そうした全労連の活動に刺激されて、労働総研もまた社会的存在感を高めてきているのは間違いのない事実といえるのではないのでしょうか。それぞれに社会的存在感を高める中で、全労連と労働総研の協力・共同はこれまで以上にやりやすくなっているだろうし、協力・共同によって労働

労働総研 20 周年記念企画

総研設立の原点である「運動の発展に寄与する調査・政策活動」のいっそうの発展を実現することができるようになっていくと強く思います。

切磋琢磨して相互に前進へ

大黒 民主党政権の誕生は、国民・労働者の「政治を変えたい」という要求の現れです。この力に依拠して、政治を前向きに前進させることが、労働組合運動の課題にもなっています。全労連は、2000年の第19回定期大会で2010年までに達成をめざす「中期計画」として「21世紀初頭の目標と展望」を提唱しました。「目標と展望」は、「人間らしく働くルールの確立」「健康で文化的な国民生活の最低保障の確立」「憲法と基本的人権の擁護、国民本位の政治への転換」「労働組合運動の壮大な共同と統一に向けて」という四つの提言からなっており、1年間の組織討議を経て、翌01年の第29回評議員会で正式に決定されました。この「目標と展望」は、2010年を期限として実現しようという政策提言ですから、今年で、その期限が切れるわけです。これまでのたたかいの到達点を踏まえて、新しい「中期計画」をつくる必要があると考えています。いまの「目標と展望」では、たとえば、「国民本位の政治への転換」にしても、「大銀行・企業の利益を優先し、国民総犠牲を強いる政治をやめさせ、労働者・国民の要求を実現する国民本位の政治への転換が強く求められている」というものです。いまは、情勢が進展し、「国民本位の政治」をどう実現していくかということが現実の課題になっているわけです。そうした歴史的情勢にふさわしい、2010年からの10年間くらいを展望した新しい「中期計画」を策定する必要がある、そして、1、2年じっくり時間をかけて議論をして、全労連運動の発展の展望を明らかにしていくことが、客観的にも求められていると感じています。

牧野 労働総研はいま、研究所プロジェクト

として、「人間的な労働と生活の新たな構築をめざして」という政策提言をまとめようということで、その取り組みをすすめています。昨年暮れの20周年記念行事では、この取り組みの一環として、シンポジウムも開催して、予定では、今年の夏の労働総研総会あたりをめどにしてまとめることができればと考えて、作業を進めているところです。このなかで、いま検討されているのは、人間的な労働と生活をするうえで何が必要か、わかりやすく表現するとどうなるのかということが議論されてきて、それには三つの条件がそろっていないことにはどうしようもないということで、①経済的ゆとり、雇用がちゃんととしていて、賃金も生活できる水準にあることが必要、②時間的ゆとり、長時間・過密労働をやめさせて、労働時間を短縮することはもちろんなんですが、ここではまともな生活、まともな家族生活を営むことができる労働時間はどうあるべきかという視点から考える、③心身の健康、これは一つ目と二つ目の問題ともかわる問題ですが、メンタルヘルス問題が重大化するなかで、そうしたことも含めて心身の健康をどう守るかということで、議論を進めているところです。この政策提言の内容は、全労連が策定しようとしている「新しい中期計画」とも重なるところがあると思います。この政策提言は、全労連運動の前進に役立つものにする必要があるし、そうしなければならない、今日はそんな重い宿題を与えられた鼎談になったようです。

熊谷 私も研究所プロジェクトのメンバーですから、大いに奮闘しなければなりません。

大黒 労働総研の知恵も借りて、全労連と労働総研がお互い切磋琢磨して前進していけばと思います。

牧野 それが労働総研設立の原点ですし、今後も、この原点を大切に活動を進めていきたいと思っています。

(この鼎談は2月4日に行われたものです)

労働総研 20 年の歩み

労働運動総合研究所（労働総研）は、1989年12月11日、「労働運動の必要に応えとともに国民生活の充実向上に資することを目的に」設立され、2009年、設立20周年を迎えました。

労働総研は、設立以来20年間、「設立趣意書」にある「新しいナショナルセンター・全国労働組合総連合との密接な協力・共同のもとに、運動の発展に積極的に寄与する調査研究・政策活動をすすめる」、以下に見るように、少なからぬ業績を上げ得たのは、全労連をはじめとする団体会員、個人会員、その他、労働総研の発展のために支援・協力を惜しまれなかった多くの方々の善意の賜物です。

ここに、労働総研が20年間におこなった主な調査・研究・政策提言活動を、以下に記します。

I 全労連との協力・共同事業

(1) シンポジウムの開催・協力

- 1) 「日本的労使関係と労働組合の権利・国際シンポジウム」(1991年)
- 2) 「労働時間短縮の日本的障害とその克服の道」(1992年)
- 3) 「国民本位の不況対策の実現を一大企業の民主的規制の追及」(1992年)
- 4) 「不況・リストラ『合理化』と民主的規制」(1993年)
- 5) 「労働者の権利、人権、多国籍企業の民主的規制—アジア・太平洋労働組合シンポジウム」(1994年)
- 6) 「人間らしい労働と生活をめざして—ナショナル・ミニマムの確立を」(1994年)
- 7) 「雇用破壊・賃金破壊とナショナル・ミニマム＝労働組合の役割」(1995年)
- 8) 「生計費・全国一律最賃制」(1996年)
- 9) 第1回地域政策研究交流集会 (1996年)
- 10) 第2回地域政策研究交流集会 (1997年)
- 11) 第3回地域政策研究交流集会 (1998年)
- 12) 「国際シンポジウム・雇用保障と労働組合の役割」(2000年)
- 13) 「ドイツ労働運動の実情を聞く」(2000年)
- 14) 「これでいいのか日本資本主義」(2003年)
- 15) 「ドイツ労働運動の新しい特徴」(2003年)
- 16) 「新たな試練と飛躍の可能性—これからどうする日本の労働運動」(2005年)
- 17) 「15周年記念シンポジウム・労働行政の新自由主義的展開に対するわれわれの対抗軸を考える」(2005年)
- 18) 「ドイツ労働運動の現状と危機克服の展望」(2006年)
- 19) 「ナショナル・ミニマム大綱をめぐって」(2007年)
- 20) 「なくせ！ワーキング・プア 格差と貧困、生存権を問う」(2007年)
- 21) 「労働ビッグバンの狙いは何か—それをどうはねかえすか」(2008年)
- 22) 「人間的な労働と生活の新たな構築をめざして」(2008年)
- 23) 「最低生計費を考える」(2008年)

労働総研 20 周年記念企画

- 24) 「経済危機下で、どう雇用を守るか？ —中小企業の現状と労働運動—」(2009年)
- 25) 「20周年記念シンポジウム・人間的な労働と生活の新たな構築をめざして」(2009年)

(2) 政策提言・委託共同研究の発表

- 1) 「ILO夜間労働に関する見解」(1989年)
- 2) ILO 「多国籍企業及び社会政策に関する三者宣言」第5次案への回答書(1991)
- 3) 「人間らしい労働と生活の実現をめざして」(1992年)
- 4) 「労働基準法(労働契約法制)『改正』の評価と提言」(1993年)
- 5) 「市民本位の“みなと”の復興と港湾労働者の生活、雇用・労働条件のための提言」(1995年)
- 6) 「地元に安定した雇用・就業の確保を一復興への参加で阪神・淡路大震災による失業・雇用不安を打開する緊急政策」(1995年)
- 7) 「規制緩和で日本はどうなる」(1995年)
- 8) 「生計費研究プロジェクト報告」(1996年)
- 9) 「NTT持株会社化は何を目指すか」(1998年)
- 10) 「日産自動車の赤字から黒字への転換の内容分析—日産リバイバルプラン(NRP)とリストラ」(2001年)
- 11) 「『緊急地域雇用創出特別交付金』を活用し、改善を求める緊急提言」(2002年)
- 12) 「公的雇用創出のための政策提言」(2002年)
- 13) 「プロ野球選手会・NPBの実りある団体交渉のために」(2004年)
- 14) 「埼玉県における勤労者の仕事とくらしの実態調査」(2004年)
- 15) 厚生労働省「今後の労働契約法制の在り方に関する研究会」の「中間取りまとめ」に対する意見(パブリック・コメント)(2005年)
- 16) 「労働組合の活動実態と課題と展望」(2006年)
- 17) 「残業代11.6兆円の横取りを法認するホワイトカラー・エグゼンプション」(2006年)
- 18) 労働政策審議会労働条件分科会に提出された「報告案」についての見解(2006年)
- 19) 「すべての労働者に1,000円以上の最低賃金を保障せよ」(2007年)
- 20) 全労連恒常的政策委員会との共同研究 ①「最低賃金政策大綱」、②「成果主義賃金批判」、③「被用者年金一元化政策」、④「公契約政策」(2007年)
- 21) 「『試算』非正規雇用の正規化と働くルールの厳守による雇用増で日本経済の体質改善を」(2008年)
- 22) 「首都圏居住世帯に保障されるべき最低生計費はいくらか」(2008年)
- 23) 「解雇規制と失業保障、雇用創出のための緊急提言」(2009年)
- 24) 「東北で働く単身者に保障されるべき最低生計費はいくらか」(2009年)
- 25) 「大学生の労働組合観に関するアンケート調査の結果について」(2009年)
- 26) 「経済危機打開のための緊急提言・内部留保を労働者と社会に還元し、内需の拡大を！」(2009年)

(3) 全労連・労働総研編『国民春闘白書』の共同編集

(4) 全労連編『世界の労働者のたたかい—世界の労働組合運動の現状調査報告』への協力

II 研究プロジェクト・研究部会の研究成果の公刊

- 1) 女性労働研究部会『男女平等をめざす賃金・生活費・生活時間予備調査』(1991年、労働総研研究レポート)
- 2) 不安定就業問題研究部会／労働総研編・加藤佑治監修『フレキシビリティ 今日の派遣労働者』(1991年、新日本出版社)
- 3) 規制緩和問題と経済民主主義研究プロジェクト／労働総研編・角瀬保雄監修『規制緩和問題と経済民主主義』(1992年、新日本出版社)
- 4) 女性労働研究部会『男女平等をめざす賃金・生活費・生活時間調査』(1992年、労働総研研究レポート)
- 5) 労働総研・全労連編／江口英一監修『現代日本の労働者階級―「過重労働」下の労働と生活』(1993年、新日本出版社) 第12回野呂栄太郎賞受賞
- 6) 労働時間問題研究部会編『日本の労働時間―賃下げなしのワークシェアリング大幅時短への展望』(1994年、学習の友社)
- 7) 団体交渉制度研究プロジェクト『日本の団体交渉制度の現状―改革のために―』(1995年、労働総研レポート)
- 8) 首都圏地域開発と労働運動研究プロジェクト『開発・県政と労働者・住民運動』(1995年、労働総研研究レポート)
- 9) 日本の労使関係研究プロジェクト／労働総研編・木元進一郎監修『動揺する「日本的労使関係」』(1995年、新日本出版社)
- 10) 全労連・労働総研編・角瀬保雄監修『「規制緩和」で日本はどうなる』(1995年、新日本出版社)
- 11) 女性労働研究部会『「現代の労働者階級」データのジェンダー分析―階級分析の補足』(1996年、労働総研研究レポート)
- 12) 中小企業問題研究部会編『中小企業の労働組合運動―21世紀への挑戦―』(1996年、学習の友社)
- 13) 労働総研編・牧野富夫監修『財界戦略と賃金』(1997年、新日本出版社)
- 14) 不安定就業・雇用失業問題研究部会／加藤佑治・内山昂監修『規制緩和と雇用失業問題』(1997年、新日本出版社)
- 15) 日本の労使関係研究プロジェクト／労働総研編・牧野富夫監修『「日本的経営」の変遷と労使関係』(1998年、新日本出版社)
- 16) 労働時間問題研究部会編『変形労働、長時間深夜労働―労働時間と「規制緩和」』(1998年、学習の友社)
- 17) 全労連・労働総研(NTT持株会社化研究会)『NTT持株会社化は何を目指すか』(1998年、労働総研研究レポート)
- 18) 労働総研編・小越洋之助監修『今日の賃金―財界の戦略と矛盾―』(2000年、新日本出版社)
- 19) 地域政策研究プロジェクト『労働組合運動の地域政策発展をめざして―4府県(大阪・神奈川・埼玉・福島)調査報告』(2002年、労働総研研究レポート)
- 20) 相澤與一編・労働総研監修『社会保障改革―今こそ生存権保障を―』(2002年、大月書店)
- 21) 労働総研編・大木一訓監修『日本経済の変容と「構造改革」―労働運動からの分析と提言』

労働総研 20 周年記念企画

- (2002年、新日本出版社)
- 22) 基礎理論プロジェクト報告書『均等待遇と賃金問題—賃金の「世帯単位から個人単位へ」をめぐる論点の整理と提言—』(2003年、労働総研クォーターNo.51)
- 23) 不安定就業労働者の実態と人権プロジェクト報告書『今日の不安定就業労働者の実態と人権』(2004年、労働総研クォーターNo.55・56合併号)
- 24) 労働総研編・松丸和夫監修『グローバル化のなかの中小企業問題』(2005年、新日本出版社)
- 25) 労働時間問題研究部会編『非常識な労働時間～“サービス残業”自由化ねらう政府、財界』(2006年、学習の友社)
- 26) 『労働総研・全労連共同調査「労働組合の活動実態と課題と展望」調査・最終報告』(2006年、労働総研・全労連共同レポート)
- 27) 『「ナショナル・ミニマム問題の理論・政策に関わる整理・検討プロジェクト」報告書』(2006年、労働総研クォーターNo.62・63合併号)
- 28) 『「ホワイトカラー・エグゼンプション」米国調査報告書』(2008年、労働総研クォーターNo.68・69合併号)
- 29) 『新自由主義的展開に対する対抗軸としての労働政策研究プロジェクト報告』(2008～09年、労働総研クォーターNo.70・71・72各号)
- 30) 賃金最賃問題検討部会『成果主義賃金の現状と問題点—公共部門・民間部門の実態と対案の構築をめざして』(2008年、労働総研ディスカッション・ペーパー)
- 31) 女性労働研究部会『戦後の女性労働運動』(2008年、労働総研ディスカッション・ペーパー)
- 32) 中小企業問題研究部会『中小企業の活性化、経営危機突破の共同について』(2008年、労働総研ディスカッション・ペーパー)
- 33) 労働総研・監修責任者金澤誠一『首都圏最低生計費試算調査プロジェクト報告書』(労働総研・全労連・東京地評・埼労連・神奈川労連・千葉労連)(2009年、労働総研クォーターNo.73・74合併号)
- 34) 若手研究者研究会『大学生の労働組合観について—アンケート調査から見えるもの—』(2009年、労働総研クォーターNo.75)
- 35) 『21世紀労働組合の研究プロジェクト報告書』(2009年、労働総研クォーターNo.76・77合併号)

労働運動総合研究所設立趣意書

日本の労働運動は、いま重要な転機を迎えている。戦後日本資本主義と安保体制の矛盾が表面化し、長年の自民党政権が激しく動揺しているなかで、労働組合運動の新しいナショナルセンター・全国労働組合総連合が結成された。全国的規模でも産業レベル・地域レベルでも、労働運動が本格的に構築され、前進を開始しつつある。

支配層がこの運動の前進に手をこまねいて見過ごすことはあり得ない。財界・自民党政府・「連合」などの勢力は、従来にも増してあらゆる手段と社会的な力を動員し、立ち向かってくるであろう。運動、組織、イデオロギーの全面にわたるその攻撃を軽視するわけにはいかない。

しかし、今日における日本労働運動の前進は必然である。いまや多数の国民は、自民党政治が労働者・国民の生活と権利を根底から脅かしていることを、自覚するようになってきている。また、「連合」が既存のすべてのナショナルセンターを吸収合併するという事態のもとで、新しいナショナルセンター・全国労働組合総連合は、独占資本の政策に対抗して労働者・国民の生活と権利をまもることのできる、唯一の大衆の労働運動のセンターとなる。さらに、新しい運動の中心になっているのは、激しい反共攻撃をはねかえして着実な前進を勝ちとってきた労働者・労働組合であり、わが国労働運動の積極的伝統を受け継いでいる潮流である。

とはいえ、今日の労働運動をめぐる社会的諸条件は、国内においても国際的にも大きく変化しつつある。労働者・労働組合は、「情報化」、「サービス経済化」、「国際化」、「高齢化」などの構造的変化に直面し、「経済構造調整」、「行革」などの政策によってかつてない「合理化」攻撃にさらされている。労働組合運動がその主要な相手としているのは、いまや多国籍化した巨大企業である。それらの巨大企業は、アメリカ独占資本と連携・癒着しつつ、海外進出や輸出拡大をてこに、わが国の労働者その他の先進国および途上国の労働者とを互いに競争させ、労働・生活条件の切り下げをはかってきている。今日の労働運動は、これらの変化やそれにとまなう運動課題に的確に対応しつつ、前進しなければならない。しかし、その道はけっして平坦なものではないであろう。

以上の情勢のなかで、労働運動の必要に応え、その前進に理論的実践的に役立つような調査研究所の設立が、今日切実に求められている。この研究所は、新しいナショナルセンター・全国労働組合総連合との緊密な協力・共同のもとに、運動の発展に積極的に寄与する調査研究・政策活動をすすめるためのものである。また、それは労働運動にかかわる全国各地のさまざまな分野の民主的研究者・研究諸団体などに、労働運動との協力・共同の場を提供するものでありたい。

本研究所は、これらの目的をめざす団体・個人の自主的な共同事業として設立されるものである。

1989年12月11日

特集／民主党政権はどこへゆく

自民政治を継承する民主党政権

平河 寛

はじめに

自民党の歴史的な大敗を受けて鳩山内閣が発足してから半年余が経過した。組閣直後に実施された報道各社の世論調査では支持率は軒並み70%を超え、小泉内閣に次ぐ高支持率を獲得した。まったく未知数の政権に対し、有権者がこれほど高い支持を与えたのは、「百年に一度」という未曾有の世界経済危機のなかで、無能・無責任な自公政治に生存権を脅かされた有権者が新政権に救いを求めたからに他ならない。ところが鳩山政権は就任早々から、選挙で公約した重要政策をめぐって迷走を重ね、首相と幹事長の「政治資金疑惑」でも進んで真相を明らかにしようとはしなかった。政権が変わっても今も自民政治が続いているかのようである。なぜ政策は変わらないのか。鳩山政権の6ヵ月の迷走と混乱を振り返り、民主党政権の特徴と限界を明らかにしたい。

1. 民主党政権誕生の背景

鳩山政権の特徴を明らかにするために、昨年の政権交代に至った背景を今一度、確認しておきたい。端的に言えば、政権交代をもたらした最大の要因は、自民政治の破綻にあった。とりわけ小泉・竹中政治は、自民党をブッシュ政権と外資の御用聞き政党に堕落させ、世界最高水準にあった日本の医療制度や郵便事業をズタズタにし、日本社会の基盤を崩壊させた。日本の一人あたりGDPは小泉政権発足直後の2002年の第3位から、2009年には23位に転落（IMF、いずれも購買力平価）した。「改革なくして成長な

し」＝「規制緩和」と「財政再建」が日本の成長力を強める、という構造改革路線は空論に過ぎないことが事実によって証明された。

構造改革路線の破綻は、世界金融危機の勃発によって決定的となったが、世界金融危機そのものが構造改革路線の産物であった。著名な投資家ジョージ・ソロスは、今回の金融危機の背景にはレーガン、サッチャー両政権以降の金融規制緩和があった、と指摘している。米国は1999年の金融サービス近代化法（通称グラム・リーチ・プライリー法）で、銀行による証券業務を禁じた1933年のグラス・スティーガル法を撤廃し、銀行、証券、保険の垣根を取り払った。

この規制緩和によって出現したのが、シティ・グループやUBSグループなど、あらゆる種類の金融サービス・商品を地球規模で提供する巨大な金融コングロマリットであった。金融商品はますます複雑化し、金融当局ですらその実態を把握できなくなっていた。そのため住宅ローンの焦げ付きという一見、単純な問題が、世界の金融システムをメルトダウンさせる寸前まで行ったのである。

ところで、このサブプライム危機で重要な役割を演じたのが小泉「改革」であった。対イラク武力行使を前にブッシュ政権から不良債権問題の早期解決を迫られた小泉政権が実行した政策は、デフレ下で時価会計基準を強化し、同時に財政支出を削減して不良債権化を加速させ、不良化した債権を金融機関に強引に処理させ、その政策的負担を日銀に負わせるという常軌を逸したものであった。今回の金融危機でオバマ政権が実施した政策と比較するとその異常さが

よくわかる。即ち、オバマ政権は時価会計基準を緩和し、大胆な財政出動を通じて景気を下支えすることにより不良債権化を抑えるという、小泉政権とはまさに正反対の政策を実施したのである。小泉政権は、ブッシュ政権に言われるまま不良債権処理を強行し、不況を深刻化させ、日本は膨大な富を失った。他方、米国の投資銀行や投資ファンドは、小泉「改革」でタダ同然になった日本の資産を買い漁り、暴利を稼いだのである。

外資に儲けさせただけではない。小泉「改革」にはブッシュ政権の戦争遂行を支援するというはるかに大きな役割があった。ブッシュ政権を実質的に支配していた新保守主義勢力は、冷戦での資本主義陣営の「勝利」を「神の意志」と捉え、米国の相対的有利を絶対的且つ永久的な一極支配構造として固定化させようとした。そのひとつの手段がブッシュ政権の「テロとの戦い」という永続戦争であり、他の一つが米国型資本主義を全世界に広める「グローバリズム」であった。グローバリズムは一般的な状況概念ではなく、特殊な時代背景のなかで、特定の勢力が推進した政策概念である。小泉「改革」はこうしたブッシュ政権の異常な政策の一翼を担おうとするものであった。

財政引き締めと超低金利政策で行き場を失った大量の円資本が、竹中氏らの「貯蓄から投資へ」の掛け声で海外に流出した。これが、日銀の大規模な市場介入とともに、「ブッシュの戦争」で暴落の恐れがあったドルを支えたのである。長期金利はグリーンスパンFRB議長の予想を超えて低下し、米国の住宅・消費バブルが膨らんだ。海外市場の活況は日本の輸出を押し上げ、日本の輸出依存度はプラザ合意前の水準にまで上昇した。そのため国内経済は一段と空洞化が進んだ。今回の世界経済危機で、震源地である米国を上回る大幅なGDPの落ち込みを日本が経験したのは、小泉「改革」で日本の海外市場依存度が高められた結果であった。

いずれにせよ、このブッシュ政権の野望は、イラク・アフガニスタン戦争の泥沼化と世界金融危機によって粉碎された。そして、ブッシュ政策と一体化した日本は大きな被害を被った。「日米関係が良好ならすべてうまくいく」という小泉政権の無邪気な小児的発想が日本と世界に与えた損害はあまりにも大きかった。

破綻した小泉「改革」に縛られ続けた自公政権

小泉「改革」は、規制緩和を進めながら同時にセーフティーネットを切り刻んでいくという異常な政策であった。社会保障費の抑制政策の下、雇用保険料の引き上げ、失業給付の削減、医療費の値上げ、年金の改悪、介護保険の改悪、高齢者の国民健康保険からの切り離し、サラリーマンの健保本人負担の引き上げ、生活保護母子加算の削減、児童扶養手当の削減等々、国民に痛みを押し付ける政策が次々と「政治主導」で実施された。

これらの政策は、日本の公的医療制度の解体を目論む外資と、企業のコストを減らし、国際競争力を高めたい日本の輸出企業の要望に沿ったものであった。しかし、これらの政策の結果、経済格差が急速に拡大した。自殺者が急増し、日本社会は疲弊した。小泉政権下（2004年）の日本の相対貧困率はOECD30か国中4番目の高さになっていた。また「三位一体」改革で地方は衰退し、大都市との地域間格差が急速に拡大した。それでも自民党は小泉「改革」を放棄しなかった。

かつての自民党は、政権が行き詰まると別の派閥に首相ポストをタライ回しすることで政策を微修正しつつ、政権を維持してきた。いわゆる「振り子」理論である。しかし、派閥解消を唱えた小泉政権の下で首相派閥だけが肥大化し、「振り子」が止まってしまった。派閥が同じであるため、首相が交代しても政策は変わらなかった。政策を変えるためには政権を変えるしかなかった。まして、小泉首相に大抜擢され、

特集・民主党政権はどこへゆく

年齢的にも経験的にも大きな差があった安倍首相の場合は、前任者の政策を変更することなど最初から不可能であった。

福田首相は所信表明演説で、これからは「温もりのある政治」を行っていくと述べ、政策転換を示唆した。しかし、小泉、安倍政権と続いた国民生活破壊の「改革」を止めるのではなく、「改革で生じた問題に対応」していくというに過ぎなかった。福田内閣の「5つの安心プラン」も欺瞞に満ちたものだった。「高齢者の方々が、活力を持って安心して暮らせる社会の構築」を掲げつつ、高齢者切り捨ての後期医療制度は温存され、「誰もが医療を受けられる社会づくり」「医師不足を解消」を謳いつつ社会保障費の抑制方針は継続された。「安心実現」のための「総合経済対策」も、構造改革路線を継続しながら、一時的な「対策」や「定額減税」で批判をかわそうとするまやかしに過ぎなかった。

こうして福田政権もまた構造改革路線に縛られ、すぐに手詰まり状態に陥った。競争重視の「成長派」は市場の逆襲に立ちすくみ、社会保障財源を確保するために消費税増税は避けられないと主張する「増税派」は景気の減速で沈黙した。その間隙を突いて出てきたのが公共事業のバラマキを得意とする「復古派」だった。しかし世論はこれに拒絶反応を示した。福田内閣支持率は20%を割り込み、自民党支持率も急落した。自民政治全体が有権者の支持を失いつつあることを示していた。

路線対立？が表面化

世界経済危機で「改革」路線の矛盾がもはやだれの目にも明らかになり、世論調査でも小泉「改革」に否定的な意見が過半数を上回ると、麻生首相は郵政民営化に「反対だった」と言い出した。与謝野財政・金融・経済財政担当相も、「この10年間の自民党の政策は外国から輸入したものを無理矢理に移植してきた」「規制緩和はすべて善というのは間違った信心だ」などと小泉

「改革」を批判してみせた。二人とも小泉政権の重要メンバーで、小泉「改革」の推進者だった。ところが、小泉元首相に「怒るというよりも笑っちゃうくらい、ただただ呆れている」と痛烈に批判されると、たちまちトーンダウン。結局、前政権と同じ「従来型の対応」(バラマキ)に追い込まれた。

麻生首相は昨年4月、日米欧三極委員会の東京総会で演説し、「日本が輸出依存の成長軌道に復帰するのは、もはや現実的ではない」「2020年までに集中投資と大胆な制度改革を行う」と明言した。しかし、連立与党が成立させた補正予算は、それとは正反対のものだった。補正予算の規模の大きさ(過去最大の15.4兆円)にも拘わらず、「一時的」「時限的」措置がほとんどで、将来の日本を見据えたような「大胆な制度改革」はどこにも見当たらなかった。「児童手当」の拡充も、省エネ家電の購入補助(エコポイント)も、低燃費車の買い換え補助もすべて総選挙後の3月までの時限措置だった。選挙が終われば一気に消費税増税で回収する、という魂胆が透けて見えた。

麻生首相は「百年に一度」の世界経済危機を契機として、日本経済を疲弊させ、国民を苦しめた小泉「改革」を清算し、政策を真に国民生活重視の方向に転換していれば、有権者の信頼を回復できたかもしれない。ところが、麻生首相は、選挙向けに未曾有のバラマキを行っただけで政策の舵を切ろうとはしなかった。小泉政権の「国民いじめの手引書」ともいえる、忌まわしい「骨太の方針」も温存したままだった。

「偽装改革」のオンパレード

小泉政権以降の自民党政治は「偽装改革」のオンパレードだった。小泉首相は「郵政を民営化すればほとんどの問題は解決する」と、郵政民営化を強行した。ところが郵政民営化の本質は地方を切り捨てて外資と巨大銀行の利益に奉仕するものでしかなかった。「百年安心」年金プ

ランは、「不安と絶望」の年金プランの偽装だったし、「最後の一人まで支払う」という安倍首相の年金記録照会公約も「偽装」だった。「無駄な道路はつくらない」と公約しておきながら、道路公団民営化後も税金を投入して不採算道路の建設を続けた。「地方分権」の本質は「地方切り捨て」に他ならなかった。「財政再建」は「財政悪化」につながり、「小さな政府」は頓挫した。一般政府総支出の対GDP費は小泉政権発足後に上昇（大きな政府）し、2007年までにわずかに低下したが、小泉政権前と比べるとほとんど変わっていない（図参照）。

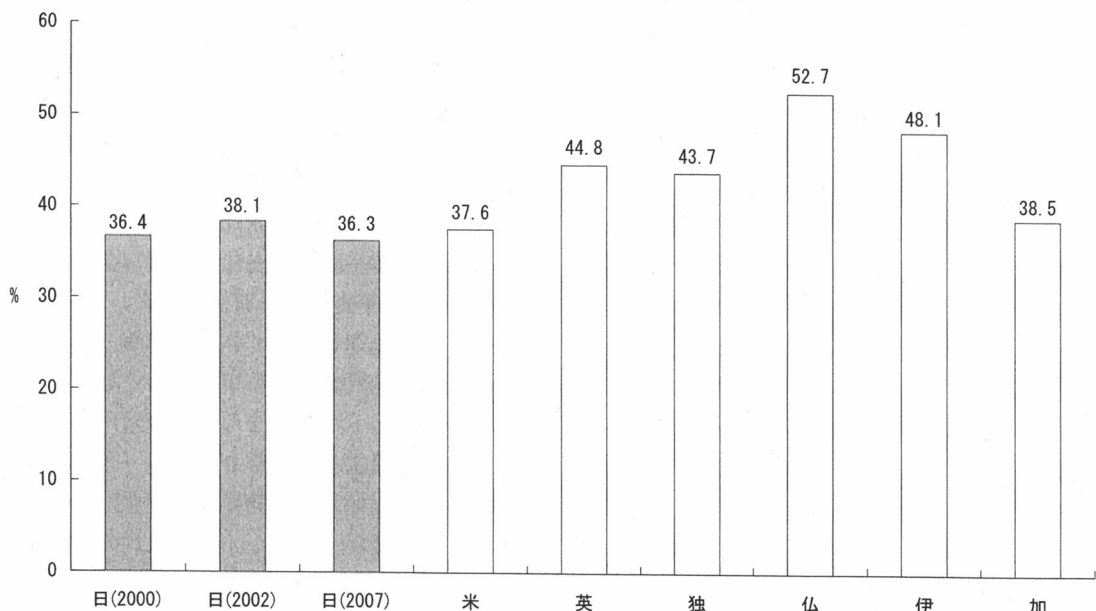
日本は小泉政権以前に、すでに先進国で最も「小さな政府」になっていた。それを大企業や外資の要求を鵜呑みにしてもっと小さくしようとしたのである。その結果、日本の医師の数（人口千人あたり）は2.1人（2006年）と、OECD諸国のなかで最低水準に落ち込んでしまった。公的教育支出の対GDP比も日本はOECDの平均を大幅に下回っている。しかし、「民営化」と「規

制改革」に縛られ続けた自民党は、政策の破綻が明らかになっても政策を変えることができなかった。政策転換能力を失った政権を有権者が見限ったのは当然であった。

2. 民主党政権の特徴と限界

政権交代に至ったこのような経緯を考えると、民主党政権の役割は明らかである。それは、国民生活を破壊した構造改革路線と決別することであり、「改革」で破壊された国民生活を再建することに他ならない。具体的には外資と巨大金融機関及び輸出企業優遇政策を、国民生活優先の政策に転換することである。鳩山首相は「先の総選挙は、国民の政治へのやりきれないような不信感、従来型の政治・行政の機能不全への失望とそれに対する強い怒りが、高い投票率になって現れ、政権交代に結びついた」ことを認め、「人の命を大切にし、国民の生活を守る政治」（「基本方針」、2009年9月16日）を目指すことを約束した。そして年金や介護、医療や教育

一般政府総支出の対GDP比（G7，2007）



資料：財務省：The Economic Outlook, OECD, December 2007

特集・民主党政権はどこへゆく

など、国民生活に不可欠な分野の問題克服に早急に取り組む決意を表明した。これまで自公政治に苦しめられてきた多くの国民は、新政権の政治姿勢を歓迎した。

自公政権も顔負けの「偽装」政策

ところが、国民の期待はいとも簡単に裏切られた。あれほど「マニフェストは国民との重い約束」と言っておきながら、政権発足直後から、公約は次から次に反故にされた。たとえば、後期高齢者医療制度について民主党は、「廃止する。廃止に伴う国民健康保険の財政負担は国が支援する」と確約していた。ところが、民主党は「廃止せずに4年以内（2013年度）に新制度に移行する」と方針転換。その理由を聞かれると、「すぐに廃止できると思っていたら、廃止するだけで2年かかると（役所に）言われた」（長妻厚労相）からだという。あまりにもお粗末な「政治主導」である。この結果、多くの高齢者が4月から保険料の負担増を強いられることになった。

民主党は「年金保険料の流用禁止」も公約していた。ところが、2010年度予算案では社会保険事業運営費の一部に年金保険料が充当されていた。公約違反を追及されると、「4年間で努力していく」（長妻厚労相）。さらに年金記録問題では、古い紙台帳とコンピューター上の記録の照合作業に「2年間集中的に取り組む」と公約していたのに、実際には「2年間で全体の4割程度」しか実施しない計画であることが明らかになった。予算編成で記録問題対策費が半減され、照合費用が減額された結果だという。予算は「政治主導」で編成したのでなかったか。

また、急務の労働者派遣法の改正も、派遣労働者の不安をよそに、臨時国会には提出されず通常国会に先送りされた。改正案では仕事があるときだけ雇用する登録型と製造業派遣は原則禁止とするが、それぞれに「例外」が認められ、最長5年間の猶予期間が設けられるなど、「抜け

穴が多く実効性が薄い」と派遣労働者から批判が上がっている。

こうして「命を守りたい」という首相の下で、後期高齢者医療制度の廃止も、年金記録の照合も、抜本的な派遣労働制度の改正も先送りされ、自公政権顔負けの無責任政治が続いているのである。

継承される構造改革路線

民主党の経済政策には二つの顔が見える。ひとつは新自由主義の顔で、もうひとつは社民主義の顔である。頭と胴体は新自由主義、しっぽだけ社民主義と言い換えてもよい。実は、民主党議員のなかには、新自由主義者や新保守主義者がウヨウヨいる。昨年の総選挙前、岡田幹事長はあるTV番組で「官から民への小泉改革は基本的に正しかった」と言い切った。小泉「改革」の本質をまったく理解しない言葉であった。岡田氏だけではない。菅財務相も最近、「小泉・竹中路線で企業がリストラによって立ち直った」などと、あたかも小泉「改革」を肯定するような発言をしていた。

昨年9月、谷垣自民党新総裁が歴代総裁に協力を要請した時、小泉元首相がこう語ったという。「実は小泉構造改革を忠実に継いでいるのは民主党ではないか…。小泉構造改革は生ぬるい、もっと徹底的にやれというのが民主党の政策で、これは見ものだ」と。

小泉政権当時、民主党は小泉首相と改革を競い合っていた。鳩山代表は岡田政審会長とともに、自民党の不良債権処理は生ぬるいと批判し、より厳しい処理を迫っていた。郵政三事業についても、鳩山代表は「小泉総理の立場と私の立場は何ら変わっていません」と民営化を後押ししていた。民主党は、今では小泉「改革」を批判するが、実は、民主党の基本理念は小泉政権当時と何も変わっていない。民主党の「基本理念」（1998年大会決議）では、「私たちのめざすもの」として「経済社会においては市場原理を

徹底する…」ことが謳われており、「基本政策」(経済)には次のように書かれている。

「自己責任と自由意思を前提とした市場社会原理を貫徹することにより、経済構造改革を行う。これにより、3%程度の持続可能な経済成長をめざす」規制改革を長期的経済発展の基本と位置づけ、経済的規制は原則廃止する。環境保全や消費者・勤労者保護などのための社会的規制は透明化や明確化を進める」

このように、規制の撤廃と市場原理主義の貫徹により経済成長を目指すという新自由主義の理念が、簡潔に述べられているのである。民主党こそ小泉「改革」の“本家”である。小泉元首相が民主党の「改革」をつまみ食いしたのである。民主党の構造改革DNAは、小泉政権を経て、再び民主党によって引き継がれている。しかし、規制改革で経済成長を達成できないことはすでに証明されている。したがって、破綻した「原理」を今なお党の「基本理念」として掲げているのが、民主党であり、破綻を繕うために社民主義の衣をまとっているわけである。

民主党のこうした二面性はそのままだ鳩山内閣の政策に投射されている。たとえば、前述した鳩山内閣の「基本方針」は、今回の「経済危機」が「行き過ぎた市場主義」に起因すると規定しながら、そのすぐ後で「経済活性化のための規制改革を引き続き継続していく」と断言している。そして、「医療・介護…など新たな分野で産業と雇用を生み出し、内需主導型の経済成長を実現する」と続く。これは、医療や介護などの「規制改革」によって新たな雇用を創出するということか。また、「基本方針」は「経済合理性のみを評価軸とした経済から、人間のための経済への転換」も謳っている。しかし、そうした転換を実現するにはむしろ規制の強化が必要ではないか。規制の緩和や撤廃が企業犯罪を生み、「人間のための経済」につながらないことは、小泉「改革」が実証している。

鳩山内閣は昨年末、自民党や財界の要求に応

じて「成長戦略」の基本方針を閣議決定した。そのなかで45兆円規模の医療・介護・健康関連産業の新規市場と、280万人の新規雇用の創出を目標に掲げた(「ライフ・イノベーションによる健康大国戦略」)。しかし、これらの数字の根拠も、またこの目標をいかにして達成するかも、まったく不明である。具体的な計画案は6月にまとめるそうだが、企業はもはや景気が回復しても雇用を増やさなくなっている。「医療・介護・健康関連産業の成長産業化」というが、「民営化」や「規制緩和」でこれだけの規模の雇用を創出するというのであれば、それは幻想でしかない。

お粗末な「政治主導」の顛末

鳩山首相の言う「明治以来の官僚支配の打破」も小泉「改革」の「官僚制解体」と重なって映る。鳩山首相は「政治主導」で徹底して自公政治の無駄を排除することによって、「子ども手当」など民主党の選挙公約の財源を確実に確保できる、と主張していた。そこで来年度予算の無駄を洗い出す「事業仕分け」が行われたが、「仕分け人」の国会議員はわずか7人、ほとんどはどのような基準で選ばれたかもわからない民間人だった。しかもそのなかには小泉・竹中「改革」を推進した大学教授や外資系証券会社のエコノミストが含まれていた。「国民の命を守る」という政権が、国民の命を破壊した人物に予算を削らせるなど、常識では考えられないことであった。

「事業仕分け」なるものの実態は、財務相が対象事業をあらかじめ選定し、そのなかから行政経費を切りつめるというもので、いわば政治家が財務省の役人に下請け仕事をさせられたようなものである。しかも、「仕分け人」は財務省から事前に手引書を渡され、主計官の指導でリハーサルまでしていたというから呆れる。これが民主党のいう「政治主導」の実態である。そういえば、政治「主導」といわれた小泉「改革」

特集・民主党政権はどこへゆく

も、その脚本を書いたのは財務官僚だった。

結局、「仕分け」による予算の削減額は1兆円弱にとどまり、選挙公約の9.1兆円にはまだ遠く及ばない。本来、政治家が「政治主導」でやるべきことは、主計官に代わって行政経費を削ることではなく、税の使い方を変えることである。たとえば米国の軍事専門家ですら実戦では使い物にならないと認めている弾道ミサイル防衛計画や世界に例のない「思いやり予算」を廃止し、国民生活に真に必要な分野に回すことである。ところが、2010年予算編成ではこれらの項目は「政治判断」で温存され、米軍再編経費は480億円も増額された。これでは「財源問題」は解決しない。

この結果、民主党は選挙で公約した政策の大幅圧縮を余儀なくされた。民主党議員は、政権交代の前に麻生政権の概算要求が決まっていたため予算編成作業が制約されたという。参院選挙で民主党が単独過半数を獲得できれば、初の民主党予算となる2011年度予算編成で、選挙で公約した政策を大胆に実行するそうだが、しかし、単独政権が実現したとしても、それで財政問題が解決するわけではない。これ以上国債に依存しないのであれば、いよいよ防衛費に切り込むしかあるまい。そのためには日米地位協定の見直しが必要になる。だが、鳩山内閣の普天間問題をめぐる卑屈な態度を見ても、民主党にそのような覚悟があるとは思えない。

消費税増税路線を継承する民主党

そうなると結局、増税に頼ることになる。菅直人財務相は3月から消費税を含めた税制改正の本格的な議論を始める意向を明らかにした。これまで、消費税を議論するのは「歳出削減で鼻血も出なくなってから」としてきたが、財務相に就任して豹変した。しかし、これこそが完全な公約違反である。なぜなら民主党は、予算の無駄を洗い出せば自分たちの政策に必要な財源は確実に捻出できる、と繰り返し主張してき

たからである。谷垣自民党総裁は、菅財務相の豹変に対し「(民主党の) マニフェストの基本構造を維持できなくなったと自白しているに等しい」と批判した。ところが、すぐに「社会保障費の増加に対応するには消費税の増税に取り組まなければならない」と続けた。何をか言わんや、である。

民主党も自民党も、「社会保障」のために消費税率を大幅に引き上げる方向で一致している。麻生首相は、去年の総選挙前、こう述べていた。「今度の総選挙は安心社会実現選挙」で国民に問うのは、「責任力」であると。「安心社会」というのは「子どもたちに夢を、若者に希望を、高齢者には安心を」を与えることで、「責任力」とはそのために消費税率を引き上げることだというのである。民主党も「社会保障制度の抜本改正」と合わせて消費税を引き上げる考えだ。

しかし1989年に最初に消費税が導入されたときも「少子高齢化社会の社会保障」のためという理由だった。ところが91年には法人税率が42%から37.5%に引き下げられ、97年に消費税が5%に引き上げられた時も、やはり翌年に法人税率が34.5%に引き下げられた。消費税は「社会保障」ではなく、「法人税引き下げ」の財源だったのである。

今回も、経団連は法人税の引き下げを要求している。経済界にとってみれば、自民党は退場したが、制度疲労でもはや役に立たなくなっていた自民党に代わって民主党が消費税増税の目標を担ってくれるのなら、不満はないだろう。こうして、自民党が退場した後も、自民政治の根幹は続いていく。だが、消費税増税は90年代以降の自民政治が証明しているように、デフレを長期化させ、国民をさらに苦しめる「破綻への道」でしかない。旧政権の政治を継承する民主党政権に日本の再生は望めない。

(肩書きはいずれも当時のものを使用した)

(ひらかわ ひろし・評論家)

新政権の財政運営について

安藤 実

はじめに

政権が交代したからといって、これまでの財政状態がなくなるわけではない。国際的に見て最悪の部類にある政府債務残高が、新しい民主党連立政権の上にのしかかっている。新政権は、旧政権のこの「負の遺産」を受け継がざるを得ない。これをどのように改革していくか。まさに、新政権の性格と力量が問われている。

ここでは、まず旧自公政権の財政運営の基本的特徴を、小泉内閣の場合を例に考察する。次にそれと対比しながら、新政権の財政運営の問題点をとらえている。

1 「国債発行額30兆円以下」

10年前、小泉純一郎内閣が掲げた「財政構造改革」の一枚看板は、「国債発行額30兆円以下」であった。小泉首相の所信表明演説、「簡素で効率的な政府をつくることが財政構造改革の目的です。私は、この構造改革を二段階で実施します。まず、02年度予算では、財政健全化の第一歩として、国債発行を30兆円以下に抑えることを目標とします。また、歳出の徹底した見直しに努めてまいります。その後、…借金の元利払い以外の歳出は、新たな借金に頼らない（プライマリーバランス）、本格的財政再建に取り組んでまいります。」

それにしても財政再建の第一段階として設定された、30兆円という国債発行額自体、すでに異常なレベルであった。にもかかわらず、「国債増発しろ」という大合唱のなかで、30兆円枠にとどめられたということは、今までの自民党だったら想像できないことですよね。…財政の規律ということで一歩踏み出した」と、小泉首相が

威張れたのは、先行する内閣が、1998年度34兆円、99年度38兆円、2000年度34兆円、01年度30兆円と異常に巨額な国債発行額を続けていたからである。

2 「むちゃくちゃな予算」

その「30兆円枠」は、02年度の途中に破られる。2兆5000億円もの税収不足が生じたためである。すると小泉内閣は、「柔軟かつ大胆に」国債増発に頼った。国債を増発するとしても、税収不足分に見合う額にすべきところを、「とにかく35兆円なんや！」（塩川財務相）と、「30兆円枠」を、いきなり「35兆円枠」へ広げた。

小泉首相にいたっては、「50兆円の税収がある」という前提だった。税収が落ち込む。柔軟に対応する。何が悪いのか。全然こだわっていません」。そして「30兆円枠」について、「この程度の約束を守れなかったというのは、大したことではない」と臆面もなかった。

それにしても、第一歩からつまづいた小泉「財政構造改革」は、「プライマリーバランス回復」という第二段階へ進むあてもないまま、立ち往生となった。塩川財務相は、税収41兆円が、歳入の51%を占めるに過ぎない03年度当初予算案を嘆いて、「むちゃくちゃな予算」と呼んだ。その後の小泉内閣の財政運営は、あの「借金王」を自称した小淵首相も顔負けの借金を積み重ね、「借金大王」の名を進呈したいほどだった。

小泉内閣は、最後の06年度予算で、ふたたび「国債30兆円枠」の実現にこだわるが、それも02年当時と同じく、外国為替資金特別会計などの剰余金、いわゆる「埋蔵金」の繰入れといった手法に頼ったことだった。いずれにせよ5年間かけて、振り出しに戻っただけというのが、

特集・民主党政権はどこへゆく

小泉内閣の財政運営であった。小泉内閣後の安倍、福田、麻生の3内閣も、似たような「むちゃくちやな予算」を続けることになる。

3 税制の乱れ

消費税を導入した1989年の竹下税制改革以来、日本の税制は大きく乱れている。まず消費税を、「打出の小槌」のような増税の切り札と見立てていることがある。そのため、本来増税すべきものを増税せず、逆に大きく減税してきた。所得税や法人税の税率引き下げ、金融所得に対する優遇措置や法人税の租税特別措置など、もっぱら大資産家や大法人に対する減税である。

所得税の最高税率の場合、1987年の5000万円超60%から、89年に2000万円超50%、95年に3000万円超50%、99年には1800万円超37%と大減税になった後、07年に1800万円超40%に手直しされ、今日に至る。さらに証券優遇税制などが加わる。法人税では、基本税率40%（1989年）が、90年37.5%、98年34.5%、99年30%と大きく減税された。

所得税や法人税の税率が、このように「フラット化」された結果、日本の税制は、たとえ景気が回復しても税収増につながらないものになっている。だから景気対策で国債を増発すれば、ただ国債残高が増えるだけで、財政事情は悪くなる一方である。

それでも従来の政府税制調査会答申では、大資産家や大法人に対して、「さらなる減税はない」と申し渡している。つまりこれまでの大減税については、「所領安堵」という扱いである。大資産家や大法人に対する増税は、税調答申ではタブーになっている。かれらは、「経済成長の活力源」として祭り上げられ、崇められている。

「活力」論は、「金儲け万能」論でもある。それは、売上税当時の中曽根首相の発言、「金を儲けてなにが悪い」から始まって、「金持ちになろうという意欲が経済の原動力だ。」（牛尾治朗）、「頑張った者が報われる税制」（竹中平蔵）へと

続く。所得税や相続税の最高税率の大幅な引き下げや証券優遇税制が、これらの期待に応える。

「金持ちになりなさい。減税が待っていますよ。」

4 逆立ちした「公平論」

小泉首相が、2002年1月の政府税制調査会で、「だれもが負担する税制」を強調し、「所得税の課税最低限を下げるのが民主主義」と述べたら、「課税最低限が高いため、働いている人の4分の1が所得税を負担していない」という報道がマスコミを賑わせた。

小泉内閣による課税最低限の引下げは、配偶者特別控除の廃止から始まり、老年者控除の廃止に及んだ。所得税の課税最低限は、基礎控除、配偶者控除、扶養控除など各種の人的控除から構成されている。その基本的意義は、生活費免税である。ところが政府税制調査会は、「生計費の観点のみでなく、税負担の観点」が必要とい出した。「税負担の観点」からすれば、課税最低限は「税負担能力の減殺」となり、「税の空洞化」を招くと。

就業者数に対する所得税納税者の比率についていえば、所得税を「全国民が支払う税」と位置づけたシャウプ勧告税制当時（1950年）でさえ、40%だった。それが50%を超えるのは、1967年である。つまり高度成長期の所得税中心税制の下でも、就業者の2人に1人は所得税を払っていなかったわけで、4人に1人の今日より、払わない割合が相当多かった。それでも当時の政府税調は、「皆が払え」とは言わなかった。所得税とはそういう税、すなわち応能負担を原理とする税なのである。

5 消費税の増税

政府税調は、消費税の免税業者が6割強を占めることを問題にした。1997年に消費税率を5%に上げた後は、中小事業者に対する特例措置の縮小が狙われた。「消費税に対する信頼性、制度

の透明性を向上させる観点から」という理由で、2004年に事業者免税点制度の適用上限を、3000万円から、1000万円に引き下げた。また、簡易課税制度の適用上限を、2億円から、5000万円に引き下げた。

これら免税点引き下げにより、約136万件の零細事業者が、新たに消費税の網に引き込まれた。これら零細事業者は、課税業者になることで、記帳や請求書等の保存など事務負担が増えるだけでなく、転嫁困難などによる消費税の滞納問題を、深刻なものにしている。さらに見逃せないのは、04年4月1日から適用の「事業者は消費者に対し、商品や役務に係る消費税等の額を含めた総額を明らかにすることを義務付ける」という総額表示である。これは消費税の内税化である。

学生たちに聞くと、一番知っている税金は、消費税である。消費税が多くの場合、外税方式を取り、レジで支払うたびに意識させられたからである。竹下首相は、その消費税「九つの懸念」のなかで、「子どもが買うものにまで税金がかかるのはかわいそうだ」という「懸念」に対し、こう答えた。「児童生徒は消費税に一方でとまどいながら、同時に税というものを身近に感じ、関心をもち始めている面もあるのではないのでしょうか。この関心を大事にはぐくんで、これからのわが国を担う子どもたちに税のもつ意味を的確に理解させることができれば、むしろわが国の将来にとって有意義ではないかと考えています。」

身近な税、理解できる税が、民主主義を育てる。ここでは竹下首相も、シャウプ博士ばりである。消費税は間接税にもかかわらず、外税方式をとったために、思わぬ効果を生んだ。消費税が導入されてから、税金を題材にする川柳が増えたのも、人々の関心が高まったためである。しかし税を取る方からすると、これは厄介である。増税しにくい。増税するためには、国民に消費税を意識させない方がいい。消費税の総額

表示を「義務付ける」のは、意識させない方法であり、まさに税率引き上げのための準備である。

6 「任期中は、消費税を上げない」

2001年4月の自民党総裁選挙にさいし、景気対策として「消費税率引下げ」を公約に掲げて戦った亀井静香候補に対し、財務省の幹部は、「基幹的税制をもてあそぶもの」と反発したといわれる。財政当局にとって、消費税の廃止や税率引き下げ論は、もつてのほかである。国民世論に火がつくのをおそれているのである。

一般消費税の大平首相、売上税の中曽根首相、消費税導入の竹下首相、国民福祉税の細川首相、消費税率アップの橋本首相と、いずれも退陣に追い込まれた前例は、重いものがある。小泉首相が「自分の任期中は、上げない」と言い続けたのも、当の本人が竹下内閣と橋本内閣で厚生大臣を務め、二度も内閣退陣を経験したことによると思われる。

財界は、社会保険の事業主負担の軽減につながるため、年金財源として消費税率引き上げを強く要求している。たとえば02年10月、日本経団連が「公的年金制度への意見書」のなかで、「消費税を財源とした国庫負担2分の1実施」を提唱。経済同友会も12月、「新しく創設する年金制度の財源として、2010年度に14%」を提案した。

消費税増税を封印していた小泉首相も、02年12月、経済財政諮問会議で、奥田碩経団連会長に促される形で、「将来、年金の国庫負担をどういう税でやるのか。消費税がいいのか、他の税がいいのかということになる。消費税に反対なら、年金の議論はできない。議論は必要だ」と述べた。増税必至の財政状態を熟知している財界は、いくら上がったとしても、決して自分達の負担にならない消費税の増税に、執念を燃やしている。

2003年元旦、経団連の奥田会長から国民に向けた年賀状、「2004年度に消費税率1%引き上げ、あと10年間、毎年1%ずつ上げていくと、

特集・民主党政権はどこへゆく

2014年度には16%になる。その先は消費税率16%を据え置く」という案が、大々的にマスコミで報道された。これをやると、「活力と魅力あふれる日本になる」と。奥田会長は「誰も触れたがらない」ので、自分が言い出したそうである。財界の代表が、国家の将来や財政事情を「憂えて」、乗り出すのは、第二臨調の土光敏夫会長以来である。

「自分の任期中はやらない」と言う小泉首相に対し、奥田会長は圧力をかけ続けた。「消費税率引き上げ、実施の時期は早いほどよい。小泉内閣でやるのが一番」(1月14日)。「1%ずつならば、さほど消費に影響はない。当面は年金財源に使うが、中長期的には財政再建の財源などに充てるべきだ、社会保障の目的税にすべきではない」(1月20日)。

それにしても消費税率を11年連続して上げるとは、国民の生活や感情を踏みつけにした提案である。中谷巖多摩大学長らも、デフレ対策として消費税率の3年間連続引き上げを提案した。消費税率アップを引き金に、物価が上がると、消費者は買い控えから、買い急ぎに転じるというものだった。しかし消費税は、「生きることに課税される」(杵渕智子)のであり、税率が上がるからといって、人々は「生き急ぐ」わけにはいかないのである。

7 鳩山新政権の2010年度予算、その問題点

(1) 「国債発行額 44 兆円以内」

鳩山内閣は、2010年度予算の国債発行額を、麻生内閣の2009年度予算(補正後)の国債発行額を上回らないように、「44兆円以内」とした。小泉内閣の「30兆円以下」にならったかの如くである。

ただ、小泉内閣の「30兆円以下」が、頓挫したとはいえ、財政改革の第一歩として、財政規律と結びつけられたのに対し、この「44兆円以内」の場合は、いかにも発行額が大きいことか

ら、マスコミ報道では、「当初予算で借金が税収を上回ったのは、戦後初めて」とか、「国債依存度48%は、過去最高を更新」とか、最悪の財政状態というマイナスイメージで語られている。

しかし鳩山内閣としては、とりあえず政権交代を印象づける必要があり、「コンクリートから人間へ」のシンボルたる、子ども手当や高校授業料無償化などのための財源確保が先行し、財政規律は二の次ということであろう。

なんとか「44兆円以内」に収めるために、所得税の人的控除に手をつけている(15歳以下の扶養控除の廃止、特定扶養控除の縮減)。また、選挙公約に掲げていたガソリン税の暫定税率分の廃止を取り止めている。さらに、財政投融资特別会計や外国為替資金特別会計などの剰余金、いわゆる「埋蔵金」からの10兆円で息を付いた形である。

その「埋蔵金」も、小泉内閣以来、歴代の自公政権に掘り尽くされて、底が見えてきたという。その意味では、この「44兆円以内」は、まさに政権交代が、「負の遺産」の継承であることを表わしている。

(2) 「4 年間は、消費税を増税しない」

鳩山首相は、これも小泉首相と同じく、消費税の増税をしないと明言している。「衆院選挙で消費税の増税はしないと誓い、大きな賛同が得られた。大変厳しい財政状況だが、衆院議員の任期である4年間、消費税の増税を考えることは決してない。歳出削減を徹底していく。」(09年12月25日の記者会見)

鳩山内閣の税制改正大綱(09年12月22日)のなかの消費税についての記述を引こう。「3党連立政権合意において、『現行の消費税5%は据え置く。今回の選挙期間中において、歳出の見直し等の努力を最大限行い、税率引き上げは行わない』との方針を示している。消費税のあり方については、社会保障制度の抜本的改革の検討などとあわせ、使途の明確化、逆進性対策、課

税の一層の適正化も含め、検討していく。」

これによると、鳩山内閣はこの4年間、「歳出の見直し」に力を注ぎ、それによって消費税増税までを凌いでいくということになる。こういう考え方自体は、小泉内閣と似ているわけだが、すでに失敗が明らかになったものでもある。

小泉内閣では、「歳出削減」のターゲットは、社会保障関係費の当然増に向けられた。消費税の増税を観念するまで、社会福祉を削るというやり方であった。鳩山内閣の予算配分は、小泉内閣とはちがひ、公共事業を大きく削減し、社会保障や文教費に手厚く配分というものだから、「歳出の見直し」方も、小泉内閣のやり方とは、ちがってくるのだろう。

しかし、お得意の「事業仕分け」くらいでは、それほどの効果を期待できないと思われる。まして「抑止力」という魔法にかかった軍事費タブーから抜け出せそうもない。おそらく「年金制度改革」と抱き合わせで、消費税増税を持ち出すことになる。

ただ鳩山内閣も、消費税増税を見据えている点では同じだと思う。これは消費税増税絶対主義というべきもので、増税といえば、消費税しかないという考え方である。消費税増税絶対主義の弊害は、他の本来、増税してよい税、そして増税すべき税の増税を棚上げしてきたことにある。ここに日本財政悪化の真の原因があるのに、従来の自公政府はそれに気付いていない、あるいは気付こうとしないできた。民主党連立政府も、同じ過ちに陥ることを恐れる。

(3) タブーとなった「活力論」

民主党が選挙前に作成した「税制抜本改革アクションプログラム」(2008年)には、いわゆる「活力論」の影響を強く受けているところがある。「グローバリゼーションの進展」を理由に、

「人や企業は、担税力の高い者ほど、納税する場所さえ自ら自由に決めることができる」ようになり、「国が困り込むことができない」という主張である。

金持ちや企業は、税金の安いところを求めて、日本から出て行く、だから日本に居てもらうためには、税金を安くしなければならない。所得税の累進税率を下げたのは、そのためであり、法人税の税率を下げたのも、そのためである。証券税制についても、「分離課税とした上で、損益通算の範囲を拡大していくことが適当である。」

こういう考え方のため、この「税制抜本改革」の対象から、金持ち優遇税制の改革や大法人に対する課税強化は、すっぱり抜け落ちている。鳩山内閣の「税制改革大綱」(2009年)も、この点では同様である。

日本の深刻な財政状況からすれば、長年にわたる景気対策のおかげで減税の恩恵を受けてきた大法人や大資産家が、それ相当の税負担を担うのが当然と思われる。1960年代、日本列島を揺るがした公害問題を、基本的に解決したのは、原因者負担の原則を適用したためであった。同じく財政問題を解決するためには、この原因者負担の原則を、税制に適用すべきではないだろうか。

大衆負担の消費税増税は、原因者ではなく、被害者に負担させようというもので、問題の解決に役立たないと思われる。

(あんど う み の る ・ 会 員 ・ 静 岡 大 学 名 誉 教 授)

参考文献

- 安藤実編著、『富裕者課税論』、2009年、東京・桜井書店
「税制研究」第57号、「政権交代と日本税制」特集号、2010年2月、税制経営研究所

基地問題解決の道は

乾 友行

はじめに

民主党政権の誕生は、国民に期待を抱かせ、米軍基地の再編・強化に反対するたたかいにも新しい可能性を開きました。しかし同時に民主党を中心とする新政権は、米軍基地を「中核」とする日米安保体制＝「日米同盟を基軸とする」本質的な限界と弱点をかかえており、実際、普天間基地問題をめぐって、「迷走」を続けました。鳩山首相は「できれば国外、最低でも県外」と訴え、自公政権とは違って少なくとも沖縄に新基地を押しつけるようなことはしない、と約束してきたのです。にもかかわらず、いま政府が検討している有力案は、「県内たらい回し」です。これは、重大な公約違反であり、沖縄県民への裏切り行為です。こんな暴挙は絶対に許されず、沖縄県民の怒りと連帯した国民のたたかいによって、それこそ政権の危機に直面するでしょう。米軍基地の強化・固定化を許さず、さらに基地のない日本へ歩みだすかどうかは、国民の新たなたたかいの発展にかかっています。

1. 「迷走」つづける鳩山政権

「沖縄県民の負担軽減の観点から、日米地位協定の改定を提起し、米軍再編や在日米軍基地のあり方についても見直しの方向で臨む」とした政権が誕生したこと自体は、これまで自公政権が乱暴に押しつけてきた米軍基地の再編・強化の破たんを国政の舞台で示したものです。このことは、確認しておく必要があると思います。

自民・公明政権は、アメリカに要求されるまま、住民や自治体の意思を踏みにじって米軍基地の固定化・強化を押しつけてきました。新基地建設の「事前調査」をすすめるために軍艦ま

で動員したり（沖縄県・辺野古）、反対派市長を追い落とすために市庁舎建設補助金を一方的に打ち切る（山口県・岩国）など異常、卑劣な攻撃を加えてきました。それにもかかわらず、住民の頑強な抵抗にあつて、米軍基地の強化計画は日米両政府の思惑通りにはすすまないできました。

こうした状況のもとでおこなわれた総選挙で国民は、暮らし・雇用、平和、民主主義など多くの分野で政治の転換を望み、自公政権を退場させる歴史的な審判を下しました。この結果、誕生した新政権は「米軍再編を見直す」と言う以上、地元住民や自治体の意見、国民の審判に沿って、米軍基地強化計画をきっぱりと撤回すべきでした。

鳩山由紀夫首相自身、総選挙中、普天間基地問題について「私どもは、基本的には県外、できれば国外と思っている」（09年8月23日）と繰り返しました。北沢俊美防衛相も「沖縄の皆さん方の考え方は県外移転、国外移転ということです。その民意は直近の衆院選挙で極めて鮮明に表明されたということも、私ども民主党が政権を託された意味からすると極めて重いものがあります」（「朝雲」09年10月1日付）とのべていました。

ところが、来日したゲーツ米国防長官が「現行案が唯一実現可能なものだ」「普天間の代替施設なしに（在沖米海兵隊の）グアム移転はない。兵員の縮小や土地の返還もない」などと脅迫まがいの圧力を加えると、「県外移設は考えられない」（岡田克也外相）と表明したり、辺野古基地建設計画は普天間基地の機能の一部をグアムなどに移転するので「（県外・国外移設という）公約違反には当たらない」（北沢防衛相）と開き直

る始末でした。

鳩山首相も「(見直し方針が) 変化する可能性は否定しない」(09年10月7日)、「名護市長選挙や知事選挙が来年あり、状況の変化があり得る」(09年10月15日)などの迷走を繰り返したあげく、昨年末の記者会見で、「来年5月までに新しい移設先を含めて決定したい」と表明しました。

こうしたなか注目の名護市長選挙では1月24日、「辺野古に新基地をつくらせない」ことをかけた稲嶺進候補が当選しました。あらためて名護市民・沖縄県民は、新基地建設ノー、普天間基地の無条件返還をもとめていることをきっぱりと示しました。

この勝利は、「基地に頼らない振興策を求める」という県民の意思を明らかにしたという点でも、沖縄の基地闘争の重要な画期になる選挙でした。

稲嶺市長は「基地に頼る一時的な振興策では生活はよくならないと市民は実感している」(1月25日)とのべ、農業、名護の特色を生かした体験、交流、滞在型の観光などの振興に手をつけたい、と抱負を語りました。その後、米軍再編交付金による新規事業はおこなわないことを表明しました。また呉屋守将沖縄建設業協会会長は「私たちはこれまで新基地建設問題に対し、これを容認する自民、公明政権のもとで基地の現状が大きく変わらない範囲で容認し、そのなかで発展していけばと考えてきました。しかしいくら建設業とはいえ、いつまでもそうは言っていられません」(「しんぶん赤旗」2月12日付)と語り、「基地のない沖縄」に向けていま県民のなかに大きな変化が生まれていることを印象づけました。

名護市長選挙の結果からも、政府の取るべき道は、ただひとつ、辺野古基地計画の撤回、普天間基地の無条件撤去しかないことは、いよいよ明らかになりました。

ところが平野博文官房長官は、「自治体の反対を斟酌(しんしゃく)していたら何もできなく

なる」と暴言を吐き、そしていま政府・与党は、普天間基地の移設先探しの「迷走」を続け、辺野古にあるキャンプ・シュワブの陸上案、ホワイトビーチ沖合案など「県内移設」の検討をすすめています。

2. 沖縄県民の意思は明白

しかし沖縄県民の意思は明確です。

政府が「混迷」するなかで、沖縄県議会は2月、全会一致で「米軍普天間飛行場の早期閉鎖・返還と県内移設に反対し、国外・県外移設を求める意見書」を採択しました。そのなかで「県民は、去る大戦の悲惨な教訓から基地のない平和で安全な沖縄を希求」と宣言し、「SACO(沖縄に関する特別行動委員会) 合意の『普天間飛行場移設条件つき返還』は新たな基地の県内移設にほかならない」と明確に拒否しています。さらに、沖縄県の全41市町村長が「県内移設」に反対であることを明らかにしています。

沖縄県民はいま、政府の対応に怒り、「県内移設」に反対するということで、ひとつになっています。当たり前のように思われるかもしれませんが、ここに大きな発展があります。沖縄戦、米軍占領、基地の被害の苦しみから、「基地のない沖縄」の実現は、もちろん県民の一貫した願いです。しかし、実際の政治の舞台では、日米両政府による県民分断政策がとられてきました。権力・カネを総動員した圧力と誘導、アメとムチの政策がとられるなかで、県議会でも名護市議会でも県内移設を促進する決議が多数決で強行され(1999年)、名護市長も県知事も辺野古新基地建設計画を容認するという経過をへてきました。このもとで地元住民をはじめ沖縄県民は、「辺野古の海に杭一本打たせない」不屈のたたかいをつづけてきたのです。それだけに今日、県議会でも、名護市議会でも、全会一致で、県内移設や陸上案に反対する決議が採択されるということは、画期的なことなのです。

もともと沖縄の米軍基地は、米軍が沖縄戦で

特集・民主党政権はどこへゆく

軍事占領したのに加え、さらに銃剣とブルドーザーで強奪した土地であり、アメリカに“普天間基地を返還してやるので他の代替基地を差し出せ”などといわれる筋合いは、いっさいありません。普天間基地をかかえる伊波洋一宜野湾市長が「米側が持ち込んだ危険であって、米軍が沖縄から撤退すべきだ。そもそも移設を求める権利はない」（『琉球新報』10月22日付）、「（普天間の）危険性除去を一番拒んでいるのは、県内移設だ」（『沖縄タイムス』10月31日付）と指摘しているのは、とても重要な点だと思います。

なぜ政府は、「移設」「代替施設」に固執するのか——。鳩山首相は、「アジア・太平洋地域には依然不安定、不確実な要素が存在しており、こういうなかで在沖の米軍を含む在日米軍の抑止力というものが、やはりわが国の安全保障にとり重要だと考えている。従って普天間飛行場の一日も早い返還を実現するためには、やはり代替施設なき返還というものは現実的に不可能だ」（2月2日衆院本会議）と答弁しています。

この「移設」論を克服してゆくために何が問われているのか——を明らかにしたのが、全国革新懇などが主催した米軍基地問題シンポジウム（宜野湾市・09年12月5日）でした。日本共産党の志位和夫委員長は、新政権が移設論に拘泥して迷走する根本に、「海兵隊は抑止力として必要だ」、「日米安保があるから」というふたつの呪縛があると指摘。「海兵隊は、『日本の平和と安全のため』の『抑止力』などではない。沖縄を足場に、世界への『殴り込み』を任務とする『侵略力』こそ、その正体」であると強調し、政府の言い分が成り立たないことを真正面から提起しました。また日米安保について、「沖縄の米軍基地問題の解決のうえでも、日米安保条約を解消することが、その根本的な保障だ」との考えを明らかにすると同時に「私たちは、沖縄の現状について、『日米安保条約がなくなるまでは仕方がない』という立場に立つものではない、もちろんありません」とのべ、安保を根本的に批

判しつつ、安保のもとでも米軍基地を絶対不可侵とせず、基地を撤去させてゆくことが必要だし、可能であることを強調しました。

3. 民主党の問題の根本はどこにあるのか

この二つの呪縛に照らして民主党政権が自らをどういう位置に置いているのかを見ると、普天間基地をめぐる「迷走」するのも、うなずけます。

新政権は、「緊密で対等な日米同盟関係をつくる」（3党政権合意）が外交政策の根本姿勢であり、鳩山首相は「日米同盟は基軸だ。建設的で未来志向の日米関係を築き上げたい」（オバマ大統領との電話会談）、「日米同盟は世界平和の礎であり、建設的、未来志向的で進めるべきだ」（ルース駐日米大使との会談）と、くりかえし表明しています。「日米安保体制を中核とする日米同盟を21世紀にふさわしい形で深化させる」とし、「現在および予見しうる将来、日米安保体制に基づく米軍の抑止力は……引き続き大きな役割を果たしていく」（日米安保50周年鳩山首相談話 1月19日）と言っています。「堂々たる」米軍基地必要論そのものです。こうした立場からの基地問題への接近は、住民の願いに応えた解決をめざすのではなく、日米安保を維持・強化するための「対応」でしかありません。

事実、前原誠司沖縄担当相は仲井真知事との会談で、「普天間返還は沖縄の皆さんにとっても、日米同盟関係を維持する上でも大事な問題だ」とのべています。米軍基地問題を解決する目的のひとつが「日米同盟関係の維持のため」というのです。こうした逆転した立場は、沖縄県民のたたかいによって破たんしたSACOと同じものです。基地の県内たらい回しを打ち出したSACO最終報告では、「両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した」と明記していました。

民主党の基地をめぐる態度は、米軍再編の柱の

ひとつである岩国基地への艦載機移転への態度をみれば、いっそう明確です。ここでは「迷走」さえなく、「推進」の立場を露骨にしています。

「米軍再編については、普天間飛行場の移設先の検討を続けていくということになっているわけですが、それ以外のものは淡々と予算計上をして執行していくということです」（北沢防衛相、09年12月25日 予算案決定について）と言います、「（岩国への移駐は）『連立政権樹立に当たった政策合意』を勘案し、安全保障上の観点等を踏まえつつ、過去の日米合意などの経緯を慎重に検証した上で、平成22年度予算において所要の経費を計上した」、「『愛宕山開発跡地』については、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐等に伴い必要となる施設を整備するための用地として取得する考えである」（仁比聡平参院議員への政府答弁書 10年2月16日）と明らかにしています。

4. 基地問題の根源—安保廃棄の多数派へ

嘉手納基地に苦しむ嘉手納町の宮城篤実町長は、「私は日米安保については一定の評価をもってきました」という立場でしたが、「この間、アジアなど国際社会は大きく変わり、地域住民も変わってきた今、いつまでも50年前の安保体制でよいのか、一歩も二歩も大きく踏み込んで問い直すべきではないか」とのべています（「しんぶん赤旗」2月21日付）。また伊波洋一宜野湾市長は「日米安保条約の問題をしっかりと考えなければならない。沖縄の負担軽減を理由に、全国の自衛隊基地や民間空港も米軍使用を可能にしようとしているがそうすべきではない。近隣諸国との平和的友好関係をつくり、お互いが敵でない関係をつくるべきだ。日米安保条約も平和友好条約に変えるべきだ」（「全労連新聞」1月15日付）と語っています。

基地問題は、その根本解決をめざすと、日米安保という壁に突き当たり、安保条約をなくすという課題を国民の目の前に浮上させざるをえ

ません。また、どういう壁があろうとも、外国軍基地問題の解決を求める国民の世論は、絶対に消え去ることはないのです。

「もう一度この国のとるべき安全保障戦略の前提となる『ふたつの常識』を確認しておきたい。それはナショナリズムに立った常識ではなく、グローバルなコンセンサスという意味での常識である。一つは、独立国に外国の軍隊が長期にわたり駐留することは異常なことだ、という常識である。戦後半世紀を経て『冷戦』が終焉しても、米軍基地の縮小と地位協定の改定を問題意識として示さないような国を国際社会は一人前の大人の国と認知するであろうか」（寺島実郎・日本総合研究所理事長 『イラク戦争を総括する』）

しかも、在日米軍基地の際立った特徴は、政府の宣伝とはまったく逆に日本防衛と無関係であり、ベトナム戦争やイラク戦争のようなアメリカの侵略戦争の出撃拠点にされているということです。これに日本政府は年間6～7千億円もの血税を投じ、首都圏にも基地群を置き、米兵犯罪でも第一次裁判権放棄など米軍に治外法権的な特権を与えています。まさに、国のあり方、主権、尊厳が問われているといえるでしょう。

日米安保がその最大の存在理由としてきたソ連が崩壊して20年もたち、いまや世界では軍事同盟の解体、外国軍基地の撤去、紛争の平和的解決、平和の地域共同体という巨大な流れが生まれています。

元中国大使の中江要介氏が「日米安保について最初は、『良くないけれども日本にとって必要』、いわば『必要悪』ではないかと考える人が多かった。しかし、だんだん年を重ねて今や、『不必要悪』になってきている」（「安保廃棄」09年7・8月号）という指摘は、興味深いものがあります。

経済同友会終身幹事の品川正治氏（全国革新懇代表世話人）は、「一昨年末、アメリカ発の金融危機で国民のくらし、経済、雇用が破壊され、

特集・民主党政権はどこへゆく

アメリカ型の新自由主義、市場原理主義は間違っていると多くの国民の認識は発展しました。これは日米安保が経済面で問題を表出させたものです。こうした国民の意識の発展があることは、ことし日米関係を問ううえで、大きなすそ野を広げており、重要だと思います」と指摘し、「日本社会を変革するカナメは日米関係、安保問題です」とのべています（「全国革新懇ニュース」10年1月合併号）。

いま、政治の激動のなかで、米軍基地問題について、大いに関心が高まっています。連日、マスコミでも、普天間基地問題が報じられています。現行安保条約50周年を迎えることもあり、「安保」について、基地問題からも、雇用・くらし・経済問題からも、海外派兵や憲法9条問題からも、国民的な議論をおこしうる新しい条件

が生まれているといえるでしょう。

こうしたなかで労働組合が基地問題に果たす役割が注目されています。基地問題の解決は、それ自体重要な課題であるとともに、日本を労働者・国民が主人公の国に変える課題と一体だからです。沖縄でも、岩国でも、横須賀でも、米軍基地の再編・強化に反対するたたかいのなかで、全労連・県労連をはじめとする労働組合が力強い役割を果たしてきました。労働組合運動の課題として、また国政革新の「三つの共同目標」に、「日米安保条約をなくし、非核・非同盟・中立の日本を」をかかげる全国革新懇の運動を通じて、いつそう積極的な役割を果たすことが期待されます。

（いぬい ともゆき・全国革新懇事務室長）

深刻な雇用情勢と政府の雇用対策

中澤 秀一

はじめに一悪化する雇用情勢

2008年秋の世界金融危機以降、雇用情勢は悪化の一途をたどっている。09年7月に完全失業率(季節調整値)は5.6%と過去最悪となり、その後10年2月には4.9%まで改善したものの、相変わらず高水準のままである。また労働力調査によると、雇用者数の09年平均の数値は、前年度と比較して正規の職員・従業員が19万人減少した一方で、非正規は39万人も減少している。非正規の減少は03年以降で初めてである。とくに、派遣社員は32万人と減少幅が大きくなっている(08年=140万人から09年=108万人へ)。さらに厚労省の発表によると、08年10月から10年3月までに雇止め等になった、または雇止め等になる予定の非正規労働者は合わせて約25万7千人に達することが予想されている¹。

また、これから労働市場へ参入しようとしている新卒者の状況も厳しい。厚労省の発表によると、10年春に卒業予定の就職を希望する高校生のうち就職内定者数は11万4千人(前年同期比23.1%減)であり、就職内定率は68.1%で前年同期を9.9ポイント下回っている。3人に1人が就職が決まらない状況で、やむなく専門学校等への「進学」に切り替えたり、経済的な理由から「進学」さえも断念せざるを得なくなり「中ぶらりん」となったりする高校生が増えている²。「中ぶらりん」になった場合、アルバイトや派遣等の非正規雇用となる可能性が極めて高くなる。

このような雇用情勢に、民主党政権はどのような雇用対策を打ち出しているのだろうか。民主党は、厳しい雇用情勢を踏まえ、一体となって雇用対策に取り組むために緊急雇用対策本部を設置し、09年10月には「緊急雇用対策」を決

定している。ここでは、雇用情勢の悪化の影響は、経済的・社会的に弱い立場にある人々にしわ寄せが最も大きく現れるとし、具体的には、生活困窮状態にある求職中の離職者や非正規労働者、女性、新卒予定の学生等を緊急雇用対策の対象として挙げている。

本稿の目的は、民主党政権が既に行ってきた、あるいは今後行おうとしている雇用対策等の検討を通じて、その問題点を明らかにすることにある。

1. 機能していない「第2のセーフティネット」—ある派遣労働者のケース

ここでは、「派遣切り」の対象となり、仕事だけでなく住む場所も失ったAさん(37歳)の事例を紹介したい。

Aさんは、工場内での業務中心で働く派遣労働者であった。いくつかの派遣先を転々とし、08年末までは川崎市にあるB社の工場に派遣され、トラックの製造ラインで働いていた。そして、08年末の自動車メーカー一斉の「派遣切り」の対象となり、寮まで追い出される状況に陥る。労働基準監督署に相談すると、そこで首都圏青年ユニオンを紹介され、同僚の派遣社員と2人で組合に加入し、派遣元会社、派遣先のB社の両者に対して雇用継続を求める交渉を開始する。その過程で、寮から退去させられる義務はないことを主張する意味を含めて、Aさんは寮に住み続けた。結局、09年1月に派遣契約が終了した後も仕事が見つからず、失業給付を受給して生活をしのいでいた。このときに、公共職業訓練を希望し試験を受けたが、不合格となつてしまい、その後は、失業給付で細々と生活しつつ、仕事を探していた。ところが、その失業給付も

特集・民主党政権はどこへゆく

09年10月には切れてしまい、完全な無収入状態となった。

このとき、Aさんはユニオンの仲間とともに、注目され始めていた「第2のセーフティネット」を利用するためにハローワークに赴いた。しかし、Aさんは制度を利用することはできなかった。その理由は、以下の通りである。①パンフレットに掲載されていた数種類の制度のうち半数近くは、現在運営されていない状態だった(民間職業紹介事業者と共同で運営するはずであったが、共同運営事業者が名乗りを上げないため)。②残りのほとんどの制度は、住居喪失状態、または喪失する危険性がある状態の人を対象としているため、現在、寮に居座り続け、転居できない状態のAさんは利用対象外となった。③職業訓練受講を前提とした制度は、国が運営する事業の方が訓練の質が高く、そのため倍率も高い。そして、雇用保険受給者を優先的に採用する傾向にあるため、失業給付の切れたAさんは合格する可能性が低かった。その一方で、民間の専門学校等に委託した訓練は、種類は多いものの、あまり高いスキルが得られる訓練は少ないうえ、希望者が少ない場合、コースが閉鎖されてしまう可能性もあり、コース選択のリスクが高い。

このような理由から、「第2のセーフティネット」が利用できなかったAさんであったが、唯一、失業期間が1年を超えた人を対象とする制度があり、B社との派遣契約が切れて1年が経つ10年1月を過ぎれば、この制度の対象になると説明された。つまり、「あと3か月以上待ちなさい。そうすれば、支援を受けられますよ」ということであつた³。

民主党は、マニフェストに雇用保険と生活保護の間に「第2のセーフティネット」を創設することを掲げ、「すべての労働者が、雇用保険や社会保険、生活保護などのセーフティネットに支えられ、社会的に排除されることのない仕組みを再構築」することを訴えてきた。ところが、

現実の「第2のセーフティネット」は、(少なくともAさんに関しては)セーフティネットとして機能しなかった。そもそも、Aさんによると、制度の案内すら積極的とはいえなかった。「第2のセーフティネット」を紹介したパンフレットが、誰でも手に取れる場所に置かれておらず、通常の求職相談を受けた上で、別部屋の相談窓口に行き、そこで初めて手渡されるという状況であった。制度の周知は、明らかに不十分であろう。ちなみに職員によると、パンフレットをしまっておく理由は、「不正利用を防止するため」とのことであつた。一体、何のためのパンフレットなのか。

この事例をみる限りは、「職を失って困ったときのための制度」の看板を掲げているが、実際にセーフティネットとして機能しているかという、はなはだ疑問である。

2. ふたたび「派遣村」を作らないために

民主党政権は、仕事を探す離職者で、住居・生活支援を必要としている者が、「たらい回しにされることなくひとつの窓口で、必要な支援にたどり着けるようにする」ために、ワンストップ・サービスという新たな取り組みを始めた。生活困窮状態にある求職中の離職者への支援体制を構築するために、このワンストップ・サービスは期待すべき試みであろう。09年11月30日には、「ワンストップ・サービス・デー」と銘打って、全国77カ所のハローワークにおいて試行実施し、その後も各地で実施している。

その後、「年越し派遣村」に実行委員やボランティアとして参加した支援者らで結成された「年越し派遣村が必要ないワンストップ・サービスをつくる会」が、有効なワンストップ・サービスを確立するために、利用者に対してアンケート調査を実施した。その集計結果によると、「ワンストップ・サービスは役に立ったか」という問いに対して、「役に立った」が44.9%であり、他の回答(「役に立たなかった」=28.3%、「NA」

＝26.8%)と比較して高かった。しかし、「役に立った」の中身は、「具体的に説明してもらえた」「アドバイスがもらえた」など、ワンストップ・サービスで解決が図られたというより、情報をもたらえてよかったという事例の方が多数を占めていた。

また「ワンストップ・サービスで利用したものは何か」という問いに対しては、「その他」が最も多く26.1%であり、その中身は「説明を受けた」であった。具体的な制度利用については、「生活・訓練支援給付」＝18.1%、「雇用保険」＝13.8%、「住宅手当緊急措置事業」＝13.0%、「生活保護」＝11.7%、「生活福祉資金」＝10.9%などとなっていた。これらも、すべてが具体的に制度の利用手続きに入ったというわけではなく、利用できそうな制度として説明を受けたという回答がかなり含まれていた。

さらに、「役に立たなかった」理由として挙げられていたのは、「使える制度がなかったから」「要件が厳しいから」など、使い勝手の悪さを指摘する意見であった。これは、冒頭で挙げたAさんのケースと共通している問題点である。仕事だけでなく、住まいも失い、持ち金も底をつきつつある利用者からは不満の声が強く出されていた。民主党政権は「ふたたび派遣村をつくらない」と宣言している以上、住まいも失い生活困窮状態にある人々への対策を強化する必要があるだろう。さまざまな問題点はあっても、利用者からはワンストップ・サービスへの期待が非常に強く示されており、今後は要件の緩和等を行い、より使い勝手の良い制度へ変えていくことが課題であろう。

3. 「抜け道」だらけの労働者派遣法「改正」法案

冒頭でも述べたように、世界金融危機に端を発した不況は、製造業を中心とする実体経済に大きなダメージを与え、その象徴が「派遣切り」であり、「派遣村」であった。改めて、派遣労働

という働き方の不安定さが浮き彫りとなった。では、なぜAさんのような不安定な労働者が生まれたのか。その大きな要因は、労働者派遣法が派遣労働者を「保護する法」ではなく、派遣労働者の「就業条件を整備する法」であった点にある。つまり同法は、派遣労働者を使う側にとって使い勝手の良い法律だったのである。民主党のマニフェストでは、行き過ぎた規制緩和を適正化し、労働者の生活の安定を図るために、「製造現場への派遣を原則禁止するなど、派遣労働者の雇用の安定を図る」ことを掲げた。その具体策が、労働者派遣法の「改正」である。ここでは、現在の通常国会に提出される予定である労働者派遣法「改正」法案が、民主党がマニフェストで掲げた目標を達成するものなのか否かを検討する。

09年10月、長妻厚労相は労働政策審議会に対して諮問を行い、これを受けて同審議会内の労働力需給制度部会で審議を重ねてきた。そして、労働者派遣法「改正」法案の通常国会提出に向けて、同審議会は同年12月28日に「今後の労働者派遣制度の在り方について」なる答申をまとめている⁴。現在、提出されようとしている法案は、本答申の内容を踏まえている。

本答申では、①登録型派遣の原則禁止、②製造業派遣の原則禁止、③日雇派遣の原則禁止、④均等待遇、⑤マージン率の情報公開、⑥違法派遣の場合における直接雇用の促進等を「改正」法案に盛り込むべき事項として取り上げている。これらの事項は、現状の派遣労働の抱える問題点を解決するためには必要不可欠であるが、多くの「抜け道」がみられる。ここでは、大きく2点について指摘する。

第一に、「常用」の定義があいまいな点である。登録型派遣の原則禁止については、「常用雇用以外の労働者派遣を禁止」するが、ただし、秘書や通訳など専門性の高い26業務や育児休業等取得者の代替要員派遣、高齢者派遣等を「禁止の例外」とすることが適当であるとしている。

特集・民主党政権はどこへゆく

しかし、ここでは「常用雇用」の定義を明確にしていない。「常用雇用」の基準を厚労省で検討中であるが、現在「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の規定を用いる案が浮上している。本要領によると、「常時雇用される」とは、雇用契約の形式の如何を問わず、事実上期間の定めなく雇用されている労働者のことをいい、次のいずれかに該当する場合に限り「常時雇用される」に該当する。①期間の定めなく雇用されている者、②一定の期間（例えば、2か月、6か月等）を定めて雇用されている者であって、その雇用期間が反復継続されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者、③日日雇用される者であって、雇用契約が日日更新されて事実上①と同等と認められる者。すなわち、②の場合と同じく、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている者又は採用の時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる者。つまり、短期契約を反復している労働者でも「常用」とみなされることになってしまう。雇用の細切れこそが、取り組むべき課題にもかかわらず、「改正」法案ではこれを認めてしまう危惧がある。

第二に、「禁止の例外」を設けている点である。専門性の高い26業務は規制外となっているが、何をもって「専門性が高い」と判断するかが、かねてより問題とされていた。例えば、単純なデータ入力などの作業でも「パソコンを使う」ということで26業務中の「事務用機器操作」の分類に入れてしまえば、「専門的な業務」と称することが可能となる。「専門性が高い」ということで有利な立場になるのではなく、逆に不安定な派遣労働者に置き換えられてしまう。また、製造業派遣の原則禁止については、「雇用の安定性が比較的高い常用雇用の労働者派遣」については、「禁止の例外」とすることが適当であるとしているが、これも上述したように「常用雇用」

の定義いかんでは、規制の対象から外れる可能性が出てくる。

このように、民主党が提案しようとしている法案は、「抜け道」だらけの「改正」法案なのであり、このままでは「派遣労働者の雇用の安定を図る」ことは難しいであろう。

4. 誰のための法律か？

今回、法案が「抜け道」だらけになってしまったのは、資本側の論理に押し切られてしまったことが背景にある。今回の答申が取りまとめられるまでの労政審議会における審議期間は、わずか3か月足らずであり、慎重な審議を重ねることはできなかった。

審議において使用者側は、労働者派遣制度は、とくに中小企業の経営にとって「必要なときに、必要な人材を確保」できる労働力の需給調整機能があることや、「家庭の事情があるから」「会社に拘束されたくないから」「人間関係が難しいので本当に働きたい会社を探したいから」などの働く側にニーズがあること等を訴え、登録型派遣や製造業派遣の禁止等の規制強化に強く反対した。一方で労働者側は、「雇用安定の基本は常用で、原則は期間の定めのない雇用」と規制強化を主張して、労使双方の意見は平行線をたどった。

09年12月18日、労働力需給制度部会報告の骨子が公益委員から示されたが、内容は多くの「抜け道」が残された、使用者側に配慮した案であった。その後、基本的にこの公益委員案骨子を踏まえた形で労政審議会としての答申がまとめられたわけである。

結局のところ、「派遣労働者の雇用の安定を図る」には課題の残る「改正」法案になりそうである。しかも答申には、登録型派遣や製造業派遣の原則禁止の実施は、「改正」法公布の3～5年先に延ばされることが含まれており、しばらくは何も変わらないということになりかねない。

おわりに

紙幅の都合があり、すべての雇用対策について検討できなかったが、本稿で取り上げた雇用対策は、民主党がマニフェストで掲げた目標を達成するには不十分と言わざるを得ないだろう。雇用情勢の悪化が、弱い立場にある人々にしわ寄せをもたらす状況を少しでも改善するように、労働者・国民にとって「使い勝手の良い」、労働

者・国民の「生活重視」の政策への転換が求められるところである。

※なお、1章の執筆にあたって、畠中享氏（会員）の多大なご協力があり、ここで感謝申し上げます。

（なかざわ しゅういち・会員・

静岡県立大学短期大学部）

- 1 厚生労働省、「非正規労働者の雇止め等の状況について」（2010年1月発表）。
- 2 『朝日新聞』2010年2月21日付朝刊。
- 3 ここで利用できるといわれた制度とは、「長期失業者支援事業」であり、労働金庫から生活・就職活動費（上限：15万円×6か月）の貸付を受けながら、民間職業紹介業者による就職支援が受けられる可能性がある制度のことである。

- 4 厚労省はこの答申を踏まえ、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律等の一部を改正する法律案要綱」を取りまとめ、10年2月17日に労働政策審議会に諮問した。同月24日には同審議会から厚労大臣に対して、法律案がほぼ妥当であるとの答申が行われた。厚労省は、これを受けて法律案を作成し、国会に提出する予定である。

国際・国内動向

COP15と労働者階級

片山 博文

失敗に終わったCOP15

昨年末、コペンハーゲンで開催された第15回国連気候変動枠組み条約締約国会議（COP15）は、2013年以降の国際的な気候変動対策の方向性を示す「コペンハーゲン合意」を大筋了承して閉幕した。COP15の目的は、先進国だけに削減義務を課した京都議定書に対して、途上国をも含めた包括的な「ポスト京都議定書」の枠組みを作ることにあった。具体的には、第1に2050年までの世界長期目標を定めること、第2に、先進国および途上国の各国が2020年までの中期的な削減目標を定めることが、交渉の最大の焦点であった。

まず第1の点に関して、会議では、世界の温室効果ガスを1990年比で2050年までに少なくとも半減させる、また先進国は50年までに排出量を90年比で80%削減する、という目標を設定することがめざされたが、実際には数値目標を設定できず、コペンハーゲン合意では「産業革命以前からの世界の平均気温の上昇を2度以内に抑制する」という抽象的な規定にとどまった。

また第2の点に関しては、先進国は2020年までの削減目標を設定し、主要途上国については適切な排出抑制行動の提示を合意することがめざされたが、コペンハーゲン合意では先進国の中期目標の設定が見送られ、2010年1月末までに先進国は削減の中期目標を、また途上国は削減行動計画を提示することとした。

このようにCOP15では、具体的な排出削減目標をまったく設定することができず、さらにコペンハーゲン合意そのものも、一部中南米諸国の反対によって正式採択に至らず「合意に留意

する」という内容にとどまった。実効性ある気候変動対策の国際合意形成という点において、COP15はほぼ失敗に終わったといつてよい。

混迷を深める気候変動の国際政治の中で、労働者階級はどのようなスタンスでこの問題に向き合うべきなのか。

「公正な移行」の意義と限界

現在、気候変動に関して労働運動の側から提示されている代表的な概念の1つが、「公正な移行」（Just Transition）という概念であろう。気候変動問題の解決のためには、現在の環境負荷の大きい経済構造を低炭素経済へシフトさせることが不可欠であるが、それは大規模な産業構造の転換と労働市場の流動化をとまなうものである。また、低炭素経済への産業構造の転換の結果により創出される「環境にやさしい雇用」＝「グリーン・ジョブ」が、労働環境として望ましいものであるかどうかは必ずしもいえない。「公正な移行」は、環境的移行によって労働者にもたらされる恐れのある負の影響を防ぎ、またグリーン・ジョブを「ディーセント・ワーク」（人間らしい働きがいのある仕事）として実現するためのフレームワークである。

イギリスの労働組合会議（Trade Union Congress）が作成したレポート『低炭素経済への公正な移行のためのグリーンでフェアな未来』では、公正な移行の原則として、①環境的移行と持続的発展、②代表制と被雇用者・労働組合の関与、③安定した雇用と長期的な計画化、④社会的公正とコストの公正な分配、⑤政府の後見と統一した目的、の5つを挙げている。また、公正な移行のための提案として、①環境

的移行に関する長期的計画化を保証する国民的枠組みないしメカニズムと代表制の意思決定、②持続的雇用を支えるための教育と訓練、③ディーセントな雇用、④職場のグリーン化、⑤労働者のための柔軟な移行パッケージ、⑥コミュニティのための支援、⑦資金供給、⑧モニタリングと調査、の8点を挙げている。

各国の労働組合は、これまでCOPの場においても「公正な移行」を考慮するようロビー活動を行なってきた。COP15の交渉テキストにも、「グローバルな経済成長のパターンを労働力の公正な移行を保証しながら持続可能な生産・消費…に基づく低排出経済へとシフトさせる経済的移行が必要である」と、同概念が盛り込まれている。「公正な移行」は、気候政策と雇用政策の間の整合性を高め、両者を統一的に実施していく上で不可欠の概念であるが、そこには限界もあるように思われる。

第1に、この概念においては、労働者がもつばら環境的移行のショックから守られるべき「客体」としてとらえられている点である。1992年の地球サミットにおいて採択された行動計画「アジェンダ21」の第29章では、「労働者の代表として労働組合は、産業の変遷に対する取り組みに関する豊かな経験をもっている。また、労働環境と関連する自然環境の保護というものを極めて重視する。したがって、持続可能な開発の実現を推進していく際の不可欠な主体である」と述べられている。このように、「アジェンダ21」においては、労働者と労働組合が、低炭素経済への産業転換、およびグリーン・ジョブとディーセント・ワークの結合を領導する積極的主体として位置づけられているのであるが、「公正な移行」には、そうした労働者の主体性の位置づけが不十分であるように思われる。第2の限界は、雇用政策としての性格から、この概念が基本的には国内政策的な側面を強く有しており、国際政治上の原理へのひろがりを持ちにくい点である。

衡平性原理の担い手としての労働者階級

労働運動や社会主義運動にとって、歴史的に環境問題は苦手な分野であった。その最大の理由は、これまでの労働運動が、基本的には経済成長に至上の価値をおく生産力主義の立場に立っていたためである。また、1970年代の石油危機にはじまる資源エネルギー問題に関しても、労働者階級は独自の立場を発揮してきたとはいえない。環境問題・資源問題に関して、労働者階級は産業の利害に従属してきたのである。

現在、気候変動問題に対する先進国の主要なアプローチは、「効率性アプローチ」と呼ぶことができる。それは、持続可能性の問題を経済の効率性の問題ととらえ、主として省エネルギーや代替エネルギー開発などの技術革新を通じた「環境効率性」ないし資源生産性の向上により、低炭素経済を実現しようとするアプローチである。日本がこの間ポスト京都議定書の枠組みとして主張してきた「セクター別アプローチ」は、日本国内において実施してきた省エネルギー政策の「トップランナー方式」を国際的にあてはめようとするもので、京都議定書の総量規制方式を放棄して、効率性アプローチを全面的に適用する方式とみなすことができる。上述の「アジェンダ21」における規定では、こうした気候変動への効率性アプローチにおいて、労働者や労働組合が積極的役割を果たすことが期待されているわけであるが、企業のマネジメントを直接担うわけではない労働者階級に、効率性問題に関する貢献を期待することにはおのずと一定の限界があろう。

それでは、気候変動問題に関して労働者階級が果たすべき役割は何か。私は、それは「衡平性」の実現にあると考える。たとえば分野は違うが金融政策において、欧米諸国は、2008年のリーマン・ショック以降、金融の規制、とくに金融機関の高額報酬を規制する政策に着手しているが、このような動きは資本の論理からは出

国際・国内動向

てこない。衡平性とくに「分配の正義」を求める労働者階級の圧力が、こうした政策の背後にある。したがって、気候変動の分野でも、労働者階級は「衡平性」の積極的担い手として、衡平性原理と持続可能性原理とをいかに結合するかを構想すべきなのである。

環境財政確立の必要性

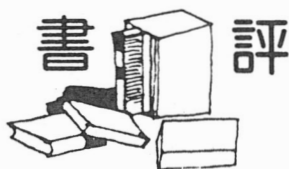
衡平性と持続可能性を結びつける上で重要なのは、財政の役割である。欧州ではこの間、環境税の導入と社会保険料などの減免を同時に行ない、環境改善と雇用維持の「二重の配当」をめざす環境税制改革が実施されてきた。その経験を受けて、日本でも広井良典や足立治郎など一連の論者によって、「持続可能な福祉社会」の提案がなされてきている。また、イギリスのエコロジー経済学者ジェームス・ロバートソンは、ベーシック・インカムと環境税を結合する構想を提示している。これらは、衡平性と持続可能性という異なる政策目標を、財政によって結びつけようとする試みであるといえる。

また、気候変動問題を克服するためのグローバルな戦略の中で、衡平性を保証する最も基本的な考え方とされているのが、収縮・収斂(Contraction & Convergence)である。これはイギリスのNGOであるグローバル・コモン研究所が提案したものであり、一人当たりの温室効

果ガス排出量が世界中で同一になるように、各国に許容排出量を配分するというものである。この提案では、総排出量が許容可能なレベルまで「収縮」するとともに、各人の排出権が平等な値に「収斂」することになる。収縮・収斂戦略は、大気を地球公共財ととらえ、地球上のすべての人間が等しく二酸化炭素を排出する権利を有しているとの考えにもとづいている。これは衡平性と持続可能性の結合という意味で極めて重要な戦略であり、国際的な環境税の導入による途上国への資金移転をも含めて、前向きに検討されるべき課題であろう。

民主党の鳩山政権は、中期目標の設定に及び腰だった前政権とは異なり、2020年までに90年比25%削減というEUと比べても遜色のない数値目標を提示してきた。しかし、この目標を実現するための制度構築はほとんど進んでおらず、とくに、マニフェストでも明記されていた排出量取引と地球温暖化対策税(環境税)の導入は、いまだ不透明な状況にある。低炭素経済を実現するためにはこうした制度の早期導入が不可欠であり、とくに、環境税の導入を中心とする環境財政の確立は重要な課題である。日本の労働運動は、衡平性原理にもとづく独自のビジョンをもって、政府にそうした政策の実施をいっそう強力に迫っていく必要があると思われる。

(かたやま ひろふみ・桜美林大学)



濱口桂一郎著

『新しい労働社会— 雇用システムの再構築 へ(岩波新書)』

柴田 徹平

自公政権が推し進めた構造改革路線の結果として広がった格差・貧困は、民主党政権誕生という民意によって変わりつつある。民主党政権が誕生する2ヶ月前に産声を上げた本書の基本的なスタンスは、「はじめに」で端的に示されている。著者によれば、労働問題をめぐる議論は、「労働規制緩和論と労働規制強化論の対立図式」になりがちで、問題の本質にまで立ち入った議論は乏しい」として「本書は、日本の労働社会全体をうまく機能させるためには、どこをどのように変えていくべきかについて改革の方向を示そうとしたもの」である。著者は労働政策研究・研修機構の労使関係・労使コミュニケーション部門統括研究員であるが、労働省官僚、欧州連合日本政府代表部一等書記官などを歴任し、こうしたキャリアが類書にはない「国際比較の観点」「歴史的パースペクティブ」を本書にもたらしっているとと思われる。

序章において著者は、日本型雇用システムの本質を「雇用契約それ自体の中には具体的な職務は定められておらず、いわばそのつど職務が書き込まれる空白の石版」あるいは「メンバー

シップ契約」にあり、これが日本的雇用システムの「問題の根源」であるとしている。このような理解は、各章の分析及び政策提言に通底している。

1章で著者は、労働時間の規制に係る一連の議論から「健康」が消え「カネ勘定」に取って代わられている問題を取り上げ、そういった文脈の中で正社員の働きすぎが起きていると分析する。マクドナルド店長が残業代支払を求め会社を相手取り訴えた裁判は著者からすれば「お金ではなく、命の問題」だったが、この問題に対する新聞各紙の見出しは「残業代」のオンパレードであったこと。またホワイトカラー・イグゼンプションを殆どのマスコミが「残業代ゼロ法案」と呼び「命ではなくお金」が焦点にされていた点に着目する。

著者は、正社員の働きすぎを示した上でその背景には、雇用維持のために恒常的時間外労働を甘受するという労使の認識があったと分析する。これが1979年整理解雇法理として規範化された点と時間外労働を拒否した労働者の解雇を有効とした日立製作所武蔵工場事件に現れていると著者は言う。これらを踏まえ著者は、残業上限規制月間24時間、一日連続休息最低11時間及び生活との両立を担保する解雇規制を政策提言する。

2章では、三者間労務供給システムを実態に即してどのように再編成するかが述べられている。著者は派遣・請負労働をめぐっては、事業実態に合わない法的構造となっており、これを現実の姿に合わせる必要があると主張している。著者はEUの派遣労働指令を紹介しつつ業務限定や製造業派遣禁止論に与せず派遣労働者の均等処遇を条件に現行法を基本的に容認する立場に立つ。また偽装有期雇用にこそ問題があるとして、均等処遇の適用と雇用保障(雇止め無効・地位確認)の現行法理でなく、勤続期間に応じた一定率の金銭支払義務の法的効果を与える法制度を創設することを提言する。加えて同一労

書 評

働同一賃金原則が成立していない日本型雇用システムの下で均等処遇原則をどう妥当させるかを検討している。そして職能資格制度採用企業では「職務の内容、職務の成果、意欲、能力または経験を勘案しその賃金を決定する」（改正パート法）方法をパート労働者やフルタイムの定期労働者や派遣労働者にも適用するとの方向を提示し、職能資格不採用企業ではEU「期間比例原則」の考え方を日本に適用することを提言している。

3章で著者は、非正規労働者の低賃金や劣悪な労働条件を改善するためには社会保障制度総体を改善する必要があると述べている。著者によれば、「プア」になった非正規労働者——すなわちかつては家計補助的な主婦パートと学生のアルバイトが日本の主たる非正規労働者であったが、現在はその多くが家計担い手になる中で、非正規の低賃金は家族の生活費も含めて保障する正社員の生活給制度と裏腹の関係にある。それゆえに、今後生活給制度を縮小廃止するのであれば、これまで生活給が担ってきた生活保障機能（年齢とともに増加する生計費をまかなう仕組み）への対策、とりわけ子どもの養育・教育コストを社会的に負担するシステムが不可欠になるという。その手がかりとして著者は欧州の賃金カーブを例に挙げている。著者によれば、欧州諸国では、ある時期以降、フラットな賃金カーブと家族の必要生計費の隙間を埋めるために、手厚い児童手当や住宅手当が支給され、また教育費の公費負担や公営住宅が充実しているという。このような形で生計費のセーフティネットが徐々に張り巡らされていくことで、これまで生活給制度の下にあった正社員層についても、ある時期以降、フラットな職務給に移行していく社会的条件が整っていくはずだと著者は言う。また雇用保険の適用要件からこぼれ落ちる非正規労働者に対して、EU諸国に見られる無抛出し失業扶助制度のように、ワークフェア的観点から給付に安住せず労働市場への迅速な復帰を

促す「トランポリン型失業扶助」等、著者は働くことが得になる制度設計を政策として提示している。

4章で著者は、今後の労使交渉のあり方について述べている。著者によれば「重要なのは正社員と非正規労働者の間で賃金原資をどのように再配分し、両者に納得できるような共通の賃金制度を構築していくのかという問題」であるとし、そのためには「現在の企業別組合をベースに正社員も非正規労働者もすべての労働者が加入する代表組織を構築していくことが唯一の可能性があると述べている。その理由として、現に企業別組合が正社員に限ってではあっても存在する以上それを否定する方向への改革は事実上不可能であること、「労働者間の利害調整などでは問題は解決しないという諦めであり、『正しい』賃金制度を組合の抵抗を押し切って労働者に強制するしか道はないという一種の『啓蒙専制主義』であり、つまり産業民主主義の否定」であるからだ」と著者は述べる。また労使関係法制に関してはコミュニティユニオンが社会的に存在意義を大きくしていることを認めつつも、「現行集团的労使関係法制が主として個別紛争解決のために使われているという現状は、本来の集团的労使関係法制の再構築を妨げている面がある」としてコミュニティユニオンが果たしている個別紛争処理機能を集团的労使関係法制ではなく個別的労使関係法制で維持しようとする立法政策を提言する。

以上が本書の内容である。以下では本書をより一層深めることを期待して若干のコメントを記しておくこととしたい。

- (1) 著者の「労働組合の志向性」に対する希薄さに違和感を覚えた。労働組合には様々な潮流があり簡単に分類できない難しさがあるが、例えば、内野過労死裁判時にトヨタ自動車労働組合は彼女らを支援するどころか経営側を擁護する立場をとった。このような労使協調路線組合がある

一方で、労働問題研究者や法律家集団、社会運動団体と連携、協力して、働くもののいのちと健康を守るために日本の長時間労働問題に正面から向き合っている労働組合が少なからずある。私は、ほとんどの民間大企業労組は、結局労使協調路線の限界からトヨタ自動車労組と同じ立場に立つと考えている。少なくとも以上のように全く志向の異なる労組があるとするれば、著者は企業別組合をベースに全労働者が加入できる形で再編と言うが、労働組合の志向性抜きに組織論を考える事には疑問が残る。

- (2) 著者は個別的労使関係には個別的労使関係の法的枠組みを作るべきと主張するが個人加盟労働運動のように、個別紛争の主体を労働組合員として組織していくという実態があり、また組織・財政的にも既存の組合運動と独立して考えづらい側面がある。そういった面からも安易に法制度を変えるべきではない。より具体的な事例で理由を述べてほしかった。
- (3) 著者は、今後職務給に日本の賃金制度が大きく舵を取っていくなら、年功賃金制度の生活給部分を公的に負担していく仕

組みが不可欠となるという。この点は認めるにしても、この公的負担の制度設計をする際、非正規の低賃金労働者への経済的負担を十分に考慮すべきであろう。例えばこの公的負担の財源確保のために消費税増税をするならそれは同意できない。生活給部分の公的負担化財源を消費税増税ではなく、大企業・資産家に対する増税によって実現すべきである。この点について、具体的に記していない事に違和感を覚える。

- (4) 著者の残業上限規制月間24時間、連続休息最低11時間や有期労働者に均等待遇原則(期間比例原則含め)を適用することには、大いに賛同できるし、この点は労働運動が肯定的に消化すべき政策といえる。

以上のように、細部に渡り検討を行えば違和感を覚えるところがあるものの、本書は混迷する現在の雇用政策に光を当てた問題提起の書である。労働問題研究の重要性を改めて自覚させてくれる意欲作であり、研究、運動のそれぞれの方々に役立つ本として推薦できる深みを持った良作となっている。

(2009年7月・岩波書店・735円)

(しばた てっぺい・会員・中央大学大学院)



全国労働組合総連合編

『全労連 20 年史 激動の時代を拓く闘いの軌跡』

藤田 実

全労連が「希望に輝く未来のために、いまともにたたかおう」というスローガンのもとに、たたかうナショナルセンターとして発足したのが1989年11月21日、それからちょうど20年目の2009年10月に『全労連20年史』が刊行された。『全労連20年史』というタイトルが示すように、本書は、全労連が結成以来、取り組んできた運動をまとめたものであるが、運動面の分析的記述にとどまらず、その時々の政治・経済・社会の動向が解説的に記述されているので、90年代の日本の政治・経済・社会の構造的変化のなかで、全労連が果たしてきた役割が浮かび上がってくる。

本書は、序章に「全労連前史」をおき、労働戦線の右翼的再編に抗しての統一労組懇の結成、それを母体とする全労連結成までの歴史を丹念にたどっている。これにより、全労連の結成にどのような議論があり、どのような困難があったのか、追体験できるのは、評者のように結成前後の詳細な議論を承知していない読者にとって、有益である。

第1章以下は、「人間らしく生き、働くために」、第2章「新機軸『総対話と共同』を追求」、第3章『『構造改革』路線と対決、そして反転攻勢へ」と題する本論が展開され、全労連20年の

闘いの軌跡が、加盟単産・地方組織のトピックスを交えて、簡潔にまとめられている。

また補説では、「全労連が継承発展をめざす『たたかひの伝統』」の章では、戦前・戦後の労働運動の歴史が要を得て簡明にまとめられており、これだけでも「日本の労働運動史」のテキストとして使用できるほどの内容となっている。さらに全労連関係、他の労働関係、国内外の動きと分けて記述されている詳細な年表を追うだけでも、内外の政治・経済情勢の変化のなかで、全労連や日本の労働者がどのようなたたかひを展開してきたのか、理解することができる。

本書は「よみものとしての年史」をめざしたと「編纂を終えて」に書かれているとおり、読み物としても読みやすいし、おもしろく読める内容となっている。また政治・経済・社会の動きを広範に取り上げながら、全労連の闘いを記述しているので、単なる全労連の立場から見た労働運動史というだけでなく社会運動史の内容をもっている。それだけに、索引があれば、より有効な活用ができるのではないかと惜しまれる。

全労連結成20年の歴史、とくにその後半の10年間は全労連のたたかひにもかかわらず日本の経済社会では格差拡大と貧困化が進んだ10年でもある。それだけに、本書を読むと、全労連がもし結成されていなければ、日本の労働者階級はより抵抗が困難な状態に置かれていたのではないかという思いがする。しかし2008年9月の金融危機に端を発した経済危機により、日本全体を将来不安が覆い、就職難の若者は自分の将来に確たる見通しを持てなくなっている現在、全労連は求められている役割に比べ、組織拡大では多くの課題を残しているように思われる。この『全労連20年史』の刊行を機に、新たなたたかひの伝統を創り出して欲しいと切に思う。

(2009年10月・大月書店・3500円)

(ふじた みのもろ・常任理事・桜美林大学教授)

豊富な問題を提起したコンパクトな理論書

—竹内真一さんの遺著 『労働組合運動の可能性 —史的考察をふまえて—』 を読む

小林 宏康

著者は、階級論をふまえた青年研究に多くの実績をもつが、退職を機会に研究テーマを「労働者の団結の歩みと現状」に定めた。本書はその最初で最後の著書である。A5判140ページのコンパクトな本だが、労働運動が直面する主要な組織問題がほぼ網羅されている。筆者が健康であれば数倍の著作となっただろう、そう思わせるだけの豊かさをもつ理論書である。「日本の労働組合と労使関係研究は理論モデルの改善と深化を必要としている。そうした仕事をこれからの喜びとして、健康と相談の上で、年相応にゆっくり進みたい」と書いた筆者だが、仕上げの段階での急逝がその時間を奪った。「私の学習ノート」（あとがき）という性格から、筆者が「理論モデル」のどこをどう改善・深化しようと考えていたのかは明示的には記述されない。が、随所にそれを推測する手掛かりは埋め込まれている。掘り起こす仕事は残されたものにゆだねられた。私の力量による誤読を恐れず「勝手に読み」のほんの一端を紹介する。「追悼を兼ねた紹介」が注文だったが、あえて追悼に類することは省いた。本書の理論問題への貢献を可能な限り明らかにしたかったからである。

本書を貫くのは、2つの世紀を越えヨーロッパから全世界へと大衆的すそ野をひろげつつ発

展する労働組合の歩みを鳥瞰することによって、労働組合研究の鍵概念を再定義しようという意図である。第一章では「労働組合とはなにか」が、歴史的発展のなかで、労働組合の活動範囲、役割や機能の拡大・豊富化の反映として示される。ウェッブ夫妻の周知の定義と1920年版での運動の発展を反映した記述、最近のILO文書での労使関係の定義などが参照され、マルクスの「過去、現在、未来」が、労働組合運動の合法的把握によって、その未来・今日の姿を先取りしたものとして提示・解説される。また、第二章では、同様の方法で、「職業別組合」から「産業別労働組合」への組織形態における発展がイギリスとドイツを例に考察される。「産業別労働組合」の概念は、団結の基礎を職業的なものから階級的なものに移行させる手段として、国による階級闘争のありようを刻印された歴史的具體性をもってとらえ返され、そこから「企業別組合が有力あるいは支配的な国では産業別組合の定義は別様であつてよい」という重要な指摘が導き出される。

歴史を鳥瞰するさい、筆者が強く意識したと思われるのは次の3点である。

その1は、歴史研究における欧米への偏り、団結の世界像における南半球の欠落である。そこを埋める仕事に「残された短い時間を」あてたいと筆者は書く。労使関係の「三層システム」論による労使関係の3類型に触れた個所では、「③企業・事業所レベルを基礎に分権化した交渉方式が支配的な制度」では、組合は企業を基礎に組織されているが、それはアジア等に広くみられる形態であるとし、「日本モデルの波及力を含め、③の類型の研究はまだこれから」としつつ、いくつかの重要な指摘をしている（第五章）。労働組合の組織形態は労働力市場をめぐる階級間の抗争が条件づけるという視点から「日本の企業別組合」を論じた第六章とあわせて、実践的見地からも多くの示唆をえた。「企業別組合」を日本特有のものとし、欧米モデルに照らして功罪を

新刊紹介

論ずる議論はもう卒業すべきだろう。

その2は、旧ソ連型「マルクス・レーニン主義」労働組合論の克服である。「『危機の二〇年』——分裂、協調、統一——」の標題をもつ第四章はその意味で本書の圧巻といえる。労働者の最上層を労働者全体から切りはなして一つの社会層にくくり、「本来のプロレタリアート」に対立させるレーニンの「労働貴族論」の構図は、レーニンのネップへの政策転換、国際的には統一戦線の提唱において訂正され、30年代の人民戦線の時期、第2次大戦直後の世界労連結成の際には清算されたかにみえたが、その後も国際労働運動の分裂を持続させるという禍根を残したと筆者は見る。内容に立ち入る余裕はないが、労働組合の諸潮流についての把握（「純粋な組合主義」と「協調主義」、「労使協調」と「労使一体」の区別と関連等）、「団交権の実効的承認」と「労使協力」の諸制度（労使関係の二元制、従業員参加・共同決定、産業民主主義等）などについての説明は、この点での筆者の探求と深

くかかわるだろう。

第2点ともかかわって3つ目に、社会学、経営学の実証研究の成果に対する階級論の立場からの幅広い目配りをあげたい。団結の再生を展望する第七章では、「階級死滅論」の流れを引き、団結の未来に悲観的な論調の多い労使関係研究のなかに、新自由主義の破綻——組合再活性化の動きの反映（「階層論の動揺」）を指摘する。そこに筆者は、「個々の階層やグループではなく、労働者階級の総体」が動きだす予兆、労働組合運動の転機を見ている。

付記：金田豊氏の同書評を読んだ（『学習の友』2010年2月号）。本書の主要な議論を分かりやすく簡潔に提示した優れた論考である。本稿の執筆では可能な限り重複を避けた。併読願えればと思う。

（2009年8月・学習の友社・1500円）

（こばやし ひろやす・常任理事）

編集後記

本号では、労働総研20周年記念企画として、本研究所の熊谷代表理事、牧野代表理事と大黒全労連議長による鼎談「労働総研設立の原点と労働運動の前進」を掲載した。この鼎談では、最近の全労連と労働総研の協力・共同の成果や貧困問題の打開策など労働総研と労働運動の課題が明らかにされている。

特集は「民主党政権はどこへゆく」と題して、政治的性格・財政・基地問題・雇用問題の面から、民主党政権の問題点を明らかにしており、なぜ民主党政権の政策が混迷しているのか、明らかにされている。

国際・国内動向では、昨年末に開催され、失敗に終わったと評される COP15を取り上げ、気候変動に対して労働組合運動が果たすべき役割について、注目すべき解説がなされている。

このように本号は、いつにもまして盛りだくさんであるが、いずれも日本や世界が抱える問題点を切開いた力作であり、ご一読の上、ご感想をお寄せいただきたい。

(M. F.)

季刊 労働総研クォーター No.78 (2010年春季号)

2010年4月1日発行

編集・発行 労働運動総合研究所

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-9-1 TEL 03 (3230) 0441
メゾン平河町501 FAX 03 (3230) 0442

<http://www.yuiyuidori.net/soken/>

印刷 有限会社 なんぶ企画

頒価 1部 1,250円

年間購読料 5,000円

(会員の購読料は会費に含む)

The Quarterly Journal of
The Japan Research Institute of Labour Movement

RODO SOKEN NO.78 2010 Spring Issue

Contents

20th Anniversary of Rodo-Soken

Dialogue : Starting Point of Rodo-Soken and the Progress of Labor Movement

Kanemichi KUMAGAI, Tomio MAKINO and Sakuji DAIKOKU

- * Material : 20-Year History of Rodo-Soken & Prospectus

Special Articles : Where Is the Democratic Party-led Government Going?

- * DPJ-led Government Succeeding the Liberal Democratic-Komei Politics Hiroshi HIRAKAWA
- * New Government's Fiscal Management Minoru ANDO
- * How Should the Military Base Issue Be Solved? Tomoyuki INUI
- * Grave Employment Situation and the Government's Employment Policy Shuichi NAKAZAWA

Information at Home and Abroad

- * COP15 and the Working Class Hirofumi KATAYAMA

Book Review :

- * *"New Labor Society – Rebuilding the Employment System,"* by Keiichiro HAMAGUCHI
Teppei SHIBATA

Introduction of New Publication :

- * *"20-Years of Zenroren : History of the Struggle Opening Up an Era of Upheaval,"* compiled by
National Confederation of Trade Unions Minoru FUJITA
- * A Compact Book of Theory Full of Issues to Be Considered
– Reading the Posthumous Work of Shin'ichi Takeuchi, *"Possibilities of the Trade Union
Movement – Taking Historical Inquiry"* Hiroyasu KOBAYASHI

Edited and Published by
The Japan Research Institute of Labour Movement (Rodo Soken)
Maison-Hirakawacho 501
1-9-1 Hirakawacho, Chiyoda-Ku, Tokyo 102-0093
Phone : 03-3230-0441 Fax : 03-3230-0442

季刊 労働総研クォーターリーNo.78 頒価1,250円 (本体1,190円)
(会員の購読料は会費に含む)